年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 53 件

国民年金関係 22 件

厚生年金関係 31 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 67 件

国民年金関係 21 件

厚生年金関係 46 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から同年7月までの期間及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和39年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から同年3月まで

② 平成5年1月

③ 平成8年2月から同年7月まで

④ 平成8年9月

私は、結婚した頃、市役所から国民年金保険料の未納分の請求を受けたので、平成8年10月頃に市役所で全ての未納の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③のうち、平成8年4月から同年7月までの期間及び申立期間 ④について、申立人は、結婚した頃、市役所から国民年金保険料の未納分 の請求を受け、同年10月頃に市役所の国民年金の担当窓口で保険料を納付 したと述べているが、現に、オンライン記録によると同年11月に申立人の 国民年金第3号被保険者該当届に基づく入力処理が行われていることから、 その届出を行ったのは同年10月頃と推認され、同届出により、当時市役所 で納付すべき当該期間の保険料の納付勧奨がなされていたと考えられ、申 立内容には特段不合理な点は無く、その勧奨に基づき、当該期間の保険料 を納付していたとしても不自然ではない。
- 2 一方、申立期間①、②並びに③のうち、平成8年2月及び同年3月について、上述のとおり、申立人は、同年10月頃に市役所の国民年金の担当窓口で当該期間の国民年金保険料を納付したとしているが、その時点におい

て、当該期間の保険料は過年度分に当たり、市役所窓口では納付することができないことに加え、このうち申立期間①及び②については、時効により保険料を納付することができず、当該期間の保険料を納付するためには、特例納付制度を利用するほかないが、当時は同制度の実施期間ではない。

また、申立人は、①、②並びに③のうち、平成8年2月及び3月の国民年金保険料を納付した場所は記憶しているものの、その保険料額、納付方法等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付したとする時期から、過年度となる保険料の納付の形跡まではうかがうことができない上、申立人に対して既に払い出されていた国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されたことにより、当該期間の保険料が納付された可能性も精査したが、その形跡も見当たらなかった。

さらに、①、②並びに③のうち、平成8年2月及び3月の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 平成8年4月から同年7月までの期間及び同年9月の国民年金保険料を納 付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から47年3月まで

私は、結婚した翌年の昭和40年9月頃、既に国民年金に加入していた元夫の国民年金保険料を集金するために自宅に来ていた集金人に20歳から加入する義務があることを聞き、義母からの勧めもあり、自分の国民年金の加入手続を行った。手続を行った場所の記憶は無いが、年金手帳は加入後に送られてきたと思う。その手帳は紛失してしまい、色の記憶も無い。現在は黄土色の手帳を1冊所持している。

申立期間の国民年金保険料については、私が夫婦二人分を毎月集金人に納付していたが、私は保険料を納付した際、集金人が手帳に印紙又は領収書を貼ったこと、及び加入してからは近所の人達と 20 歳から保険料を払っていると話したことを記憶している。私は 20 歳で長男を産んだときから未納の無いよう保険料を納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の 前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和47年3 月頃と推認され、加入手続時点における国民年金保険料は3か月単位で1 年度分を4回に分けて納付することとされていたことから、申立期間のう ち、第4期となる同年1月から同年3月までの期間については、保険料の 納付期限内であることに加え、加入手続を行いながらその月の保険料を未 納にしておいたとは考えにくく、申立人は、当該期間の保険料を納付した と考えるのが自然である。 2 一方、申立期間のうち、昭和40年9月から46年12月までの期間については、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月集金人に納付していたと主張しているが、前述のとおり、申立人の国民年金の加入手続時期は47年3月頃と推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人は申立期間当時、集金人に国民年金保険料を納付していたという主張にとどまり、加入手続を行った場所等の記憶が曖昧であるほか、集金人に保険料の過年度納付は行うことができない上、申立期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶も無く、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が主張するように昭和40年9月頃に国民年金の加入手続を行い、同年同月から46年12月までの国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立期間の前後を通じて、同一区内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出されたとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が昭和40年9月から46年12月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年3月まで

私は、昭和 60 年 12 月末に会社を退職したが、国民年金の加入手続については、第3号被保険者該当の手続が初めてである。その手続の際に、61年1月から同年7月までの国民年金保険料を納付するように言われたので一括で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者資格取得日や国民年金保険料の納付日などから、昭和 63 年4月と推認され、その時点において、申立期間の保険料を納付することは可能である。

また、申立期間は1回、かつ3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料の未納が無く、保険料の納付意識が高かったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から同年11月まで

私は、65 歳になった平成 20 年に社会保険事務所(当時)で年金の裁定 請求を行った際、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることを初 めて知らされた。

私は、申立期間を含む昭和 42 年 2 月から同年 11 月までの国民年金保険料を同年同月 7 日に一括納付した領収証書を所持しており、これを示して納付済みであることを訴えた。しかし、社会保険事務所では、当該期間の保険料額については、本来、月額 200 円の保険料額を誤って月額 100 円で計算し、10 か月分として 1,000 円を領収したものであり、月額 200 円で計算された 2,000 円が正当であるので、納付済みの記録としては、月額 200 円で計算した 5 か月分しか認められないとのことであった。申立期間が未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している領収証書には、申立人が昭和 42 年 2 月から同年 11 月までの 10 か月分の国民年金保険料を同年同月 7 日に納付した旨の記載がある。一方、申立人の保険料の納付記録においては、5 か月分のみの納付が記載されている。

これは、当時、行政が、国民年金保険料額については、月額 200 円で積算すべきところを誤って月額 100 円で積算して、申立人に対し納付書を発行したため、申立人は、申立期間 (10 か月分) の保険料額として 1,000 円を納付したものであるが、社会保険事務所において、結果として、申立人は、5 か月分の保険料額しか納付していないため、5 か月分のみの保険料を納付した

ものとして処理されたことによるものである。

しかし、申立人は申立期間直後の期間を現年度納付している上、申立人が 所持する領収証書は申立人が申し出た期間に基づいて当時行政側が真正に作 成したものと認められ、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付 していたと考えるのが自然である。

また、申立人が所持する領収証書の領収日から現年度納付したことが明らかな昭和 42 年4月及び同年5月の国民年金保険料についても、申立人の特殊台帳には、過年度納付として誤記されており、当時行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと 認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和47年1月

私は、昭和43年頃、将来のために区役所で国民年金に加入した。当時の 領収書を紛失してしまったが、国民年金保険料については、私が区役所で 納付書により欠かさず納付してきた。申立期間である47年1月に別の市に 転居したが、申立期間の保険料については、転居前の区か転居後の市のい ずれかで必ず納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持している国民年金手帳から申立期間である昭和 47 年 1 月に別の市に転居していることが認められるが、申立期間直後の同年 2 月以降の国民年金保険料が現年度納付されていることから、当該転居に伴う住所変更手続も適切に行われていることがうかがわれ、転居前の区又は転居後の市のいずれでも納付可能であった申立期間 1 か月の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることなどから、年金制度への意識及び保険料の納付意欲は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の前後を通じて職業に変化は無く、申立期間の国民年金保険料を納付することが困難な状況であったと考えられる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年7月から同年9月までの期間、58 年 10 月から同年 11 月までの期間及び 59 年4月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から同年9月まで

② 昭和58年10月から同年11月まで

③ 昭和59年4月から同年5月まで

私は、同じ団地の住民から、「主婦でも国民年金に加入することができる。」ということを聞いたので、昭和43年7月頃、町役場の出張所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、私が団地内にあった郵便局又は町役場の出張所の窓口で納付していた。

申立期間②及び③の国民年金保険料については、昭和58年に転居した際に、転入の手続と同時に国民年金の住所変更手続を行い、私が区役所の近くにあった金融機関又は区役所の窓口で、1か月当たり5,000円から6,000円を納付書により納付していた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和43年7月頃に国民年金の加入手続を行い、団地内の郵便局又は町役場の出張所の窓口で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が加入手続を行ったのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、同年同月又は同年8月と推認できることから、加入手続を行っておきながら保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間②及び③の国民年金保険料について、申立人は、区役所の

近くにあった金融機関又は区役所の窓口で、1か月当たり 5,000 円から 6,000 円を納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料月額は、申立期間②及び③当時の保険料月額とおおむね一致する。

さらに、申立人は、申立期間①、②及び③を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、国民年金に任意加入するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間①、②及び③は、それぞれ3か月、2か月及び2か月と短期間である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、結婚してしばらくした頃、友人に勧められたことを契機として、昭和47年11月に市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、自宅に送付されてきた納付書により最寄りの金融機関で納付し、54年12月に転居した後は、同様に納付書により金融機関又は区役所で納付していたにもかかわらず、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の夫の仕事に変更は無く、その夫の厚生年金保険の標準報酬月額は最高等級であり、申立人の保険料を納付するだけの十分な資力があったことが推認できることから、途中の申立期間のみの保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間当時、申立人の主張する金融機関及び区役所において、国 民年金保険料を納付することが可能であったことが確認できる上、申立人が 納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を実際に納付した場合の金額 とおおむね一致している。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間を除き、任 意加入後の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲 は高かったものと認められる上、申立期間は1回、かつ 12 か月と短期間で ある。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から同年10月まで

私は、平成4年5月に会社を退職した後に、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が、区役所の出張所でまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年5月に会社を退職した後に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の納付記録から、同年6月から同年8月までの間と推認でき、申立内容と一致する上、国民年金の加入手続のみを行い加入直後の申立期間の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、区役所の出張所で納付したと主張しているところ、申立人が保険料を納付したとする出張所は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できる上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時に実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付している上、 申立期間は1回、かつ6か月と短期間である。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和50年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から同年11月まで

私は、20歳になる少し前に、市役所から国民年金の加入についての通知が送付されてきたが、当時、忙しかったことから3か月ぐらい遅れて同市役所で、加入手続とともに国民年金保険料の免除の申請手続を行った。手続が遅れたため最初の3か月は未納期間となってしまい、当初、その期間の保険料は納付していなかったが、しばらくした後、私がまだ学生のときに自宅に納付書が送付されてきたことから、私の父親に相談した後、その納付書により申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生のときに、自宅に送付されてきた納付書により申立期間の 国民年金保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、 平成8年7月8日に納付書が作成されていることが確認できることから、申 立内容には信憑性が認められる。

また、申立人が申立期間について納付したとする国民年金保険料額は、当時、申立期間の保険料を実際に納付した場合の金額とおおむね一致している。さらに、申立人の父親は、申立人が就職する前に、申立期間の国民年金保険料の納付について相談を受け、「納付した方が良いと助言したことを憶えている。」と証言している上、申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

昭和43年頃、同居していた姉が、区役所で、私の国民年金の加入手続を 行ってくれたと思う。

国民年金保険料は、昭和 45 年 4 月 28 日に、同居していた姉が、区役所で過ぎた年度の保険料を納付書に現金を添えてまとめて納付してくれたと思う。

私は、姉が国民年金保険料を納付してくれたのに、申立期間の保険料が 未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ12か月と短期間であり、申立人は当該期間を除いて、昭和43年1月以降の国民年金保険料を全て納付しており、前納により保険料を納付している期間もあるなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人が所持している領収書によると、申立期間直前の昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付しているが、その収納日は 45 年 4 月 28 日となっており、その時点において、制度上、時効により収納することができない期間の保険料を収納していることから、行政側の保険料の収納事務が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、上述のとおり、昭和 42 年4月から 44 年3月までの国民年金保険料が、納付書により納付されていることから、その後の期間である申立期間の保険料の納付書も発行されていたと考えられ、保険料の納付意識が高かったものとうかがわれる申立人が、その納付書により、申立期間の保険料を納

付していたとしても不自然ではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和47年7月に出産のため会社を退職した直後、将来のためにと思い、自ら国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を開始した。53年7月に別の区へ転居した直後、役所から電話があり、保険料が未納になっている期間があると連絡を受けた。急いで納付書を送付してもらい、すぐに保険料を納付した記憶がある。こつこつ保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 7 月に会社を退職した直後に国民年金に任意加入し、 国民年金保険料の納付を開始して以降、申立期間を除いて、61 年 4 月に第 3 号被保険者に該当するまで 10 年以上にわたって保険料を全て納付している ことに加え、その後、平成 10 年 10 月に第 1 号被保険者に該当してから満 60 歳になる約 10 年間に保険料の未納は無く、保険料の納付意欲が高かったも のと認められる。このような申立人が 3 か月と短期間である申立期間の保険 料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は転居した直後、役所から納付書を送付してもらい、当該納付書により未納であった期間の国民年金保険料を納付したことを記憶しているが、その時点で申立期間の保険料を過年度納付することは可能であったことから、申立人の主張に不自然な点は認められない。

さらに、申立期間は1回、かつ3か月と短期間である上、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、その前後を通じて申立人の夫の職業に変更は無く、保険料の納付が困難な状況にあったと考えられる特段の

事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から同年10月まで

私が実家に転居した昭和 45 年 5 月頃に、父親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。同年 10 月に実家から転居するときに、父親から、申立期間の国民年金保険料は納付してあると言われて、現在所持している国民年金手帳を渡された。母親からも、生前、申立期間の保険料は、納付してあると聞いており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、実家に転居した昭和 45 年 5 月頃に、その父親が、申立人の国民 年金の加入手続を行ってくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手 帳記号番号は、申立人の実家が所在する市において払い出されており、その 手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人 の国民年金の加入手続が行われたのは、同年 7 月頃であると推認できること から、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人は、その父親が、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、その父親は、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4月から 55 年*月に 60 歳に到達するまでの期間に保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、国民年金の被保険者資格を昭和45年5月に取得していること、及び申立期間は、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる同年7月頃の時点では、現年度納付により、国民年金保険料を納付することが可能な期間であることから、保険料の納付意識が高かったと認められ

るその父親が、国民年金に加入した当初の6か月と短期間である申立期間の 保険料を納付したと考えても特段不合理な点は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から57年3月まで

私は、昭和51年9月に区役所で国民年金及び付加年金の加入手続を行い、 定額保険料に加えて、付加保険料を納付書又は口座振替により納付してい たにもかかわらず、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得 がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年9月に国民年金及び付加年金の加入手続を行い、定額保険料に加えて付加保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の付加保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、付加保険料は、制度上過年度納付することができないにもかかわらず、申立人の特殊台帳では、昭和 52 年1月から同年3月までの期間及び 53 年1月から同年3月までの期間の付加保険料が過年度納付されていることが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、付加保険料を含めて国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は1回、かつ6か月と短期間である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年4月から 61 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、現在居住している市に転居してきた数年後、近所の友人に勧められたので、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後は、納付書で、市役所又は郵便局で国民年金保険料を納付し、昭和61年4月に国民年金第3号被保険者になるまで保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年3月に国民年金の任意加入した後は、国民年金の加入期間につき、国民年金保険料を全て納付しており、その後の国民年金第3号被保険者に該当したことによる届出も適切に行われているなど、国民年金への関心及び保険料の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料を支出していたその夫は、申立期間の前後を通じて住所及び職業に変更は無く、申立人の生活状況に特段の変化は見られないことに加え、その夫の標準報酬月額は当該期間を通じて、上位等級で推移しており、申立期間の保険料を納付するだけの資力は十分にあったと推認でき、任意加入資格を喪失する理由が見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料を「厚生年金等加入」を理由に還付されたことになっているが、申立人が当時、被用者年金制度に加入していた形跡は見当たらない上、申立人自身も、申立期間前後を通じて専業主婦であったと述べており、誤還付の可能性がうかがわれ、その後の国民年金第3号被保険者に該当するまでの期間を通じて、行政側の記録管理の適切に行われていなかった可能性

を否定しきれない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年1月から同年2月までの期間及び同年4月から 55 年3 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められること から、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年2月まで

② 昭和54年4月から55年3月まで

昭和54年1月に、妻が、区役所で私及び妻の付加年金の加入手続を行い、妻が、夫婦二人分の付加保険料を含む国民年金保険料を金融機関で納付していた。申立期間①及び②の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年1月に、その妻が、区役所で申立人及びその妻の付加年金の加入手続を行い、夫婦二人分の付加保険料を含む国民年金保険料を金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳及び申立人の被保険者名簿では、申立人の付加年金の加入手続が行われたのは、同年同月であることが確認できるが、申立人の特殊台帳では、同年3月とされていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性があり、加入当初の2か月と短期間である申立期間①の付加保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②の前後の期間の付加保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、12 か月と短期間である申立期間②の付加保険料が未納とされているのは不自然である上、その妻の当該期間の付加保険料は納付済みとされている。

さらに、申立人が所持する昭和 54 年分及び 55 年分の申立人の確定申告書 (控)の「社会保険料控除額」欄に記載された金額は、54 年及び 55 年の定 額保険料及び付加保険料の合計金額とそれぞれ一致している。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年4月から 41 年3月までのうちの7 か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、 納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から同年9月まで

② 昭和40年4月から41年3月までのうち7か月

私は、20歳になった頃、区役所から国民年金の加入勧奨のはがきが送付されてきたことから、昭和37年4月頃に区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、私が同区役所で納付した。申立期間②の保険料については、私の元妻が納付していたはずである。申立期間①が未加入で保険料を納付していないとされていること、及び申立期間②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その元妻が、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間②の前後の期間の保険料は納付済みであることが確認できる上、申立人は、国民年金の加入後から当該期間を通じて、その元妻の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の当該期間のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間②後の国民年金加入期間の国民年金保険料を 全て納付している上、口座振替により保険料を納付していると推認される 期間も確認できる。

2 一方、申立期間①について、申立人は昭和37年4月頃に、国民年金の加入手続を行い、その際、国民年金手帳を交付されたと主張しているが、当時、申立人が居住していた区の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、

39年11月に国民年金に加入し、同年12月に国民年金手帳が発行されていることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、オンライン記録によると、申立期間①は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間①から最初に国民年金手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、申立期間①当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 40 年4月から 41 年3月までのうちの7か月の国民年金保険料を納付 していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和 56 年 12 月及び 57 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月及び 57 年 1 月

私は、20 歳になり国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料については、私の母親が集金人に納付していたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は 40 年間、480 か月にわたる国民年金加入期間において、申立期間を除いて国民年金保険料を全て納付していることに加え、申立期間の前後を通じて、その職業及び住所等に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である上、申立期間は1回、かつ2か月と短期間である。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとするその母親は、国民年金加入期間における保険料を完納していることから、国民年金に関する意識及び保険料の納付意欲は高かったと考えられ、申立人の特殊台帳において、申立期間に係る過年度納付書が発行されたことが認められることを考え合わせると、その母親が当該納付書により、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 2 月及び同年 3 月の定額保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から61年3月まで

私は、昭和48年2月に転居した際に、市役所の出張所で国民年金の任意 加入手続を行うと同時に付加保険料の納付の申出を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、その直後から未納とならないように付加保険料を含めて定期的に同出張所で納付したにもかかわらず、申立期間のうち、昭和48年2月及び同年3月が付加保険料を含め未納とされていること、及び同年4月から61年3月までの期間の付加保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和48年2月に転居した際に、国民年金の任意加入手続を行い、当該手続直後から定期的に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳では、同年同月に任意加入していることが確認できることから、申立人の主張に特段不合理な点はなく、加入手続を行ったにもかかわらず、当該手続直後の同年同月及び同年3月の定額保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、国民年金保険料を未納とならないように定期的に市役所の出張所で納付していたと主張しているところ、当時、申立人が居住していた市の出張所において、現年度により保険料を納付することは可能であった上、申立人が納付したとする申立期間の定額保険料額は、申立期間当時の金額と一致している。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入し、申立期間以外の国民年金加 入期間について保険料を全て納付している上、前納している期間もみられ るなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

2 一方、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて出 張所で納付したと主張しているが、申立期間当時の出張所における現年度 の国民年金保険料の納付は納付書によることとなり、当時の納付書制度で は、定額保険料と付加保険料の合計額の納付書が発行されていることが確 認できることから、定額保険料と付加保険料を一緒に納付していながら、 長期間にわたり定額保険料だけが納付済みとなり、付加保険料のみが未納 となることは考え難い。

また、申立人は、国民年金の任意加入手続を行った時期から申立期間を 通じて同一市内に居住しており、同一の行政機関が長期間にわたり記録管 理を続けて誤ることは考え難い。

さらに、申立期間を通じて申立人が付加年金に加入した形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和48年2月及び同年3月の国民年金保険料については、定額保険料を納 付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年4月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から同年12月まで

私は、母親から、昭和37年4月に母親が父親の分と一緒に国民年金の加入手続を行い、母親が夫婦二人分の国民年金保険料を3か月ごとに600円ずつ集金人に納付していたと聞いていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の長女は、昭和37年4月に、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金の被保険者資格取得日及び申立期間直後の38年1月の保険料の納付年月日から、37年4月から38年4月までの間であると推認でき、その時点で、申立期間の保険料を納付することが可能である上、申立人の妻が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を実際に夫婦二人分納付した場合の金額とおおむね一致することから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を、1か月を除き全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間は1回、かつ9か月と短期間である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年4月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 女(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から同年12月まで

私は、母親から、昭和37年4月に母親が父親の分と一緒に国民年金の加入手続を行い、母親が夫婦二人分の国民年金保険料を3か月ごとに600円ずつ集金人に納付していたと聞いていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の長女は、昭和37年4月に、申立人が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、申立人の国民年金の被保険者資格取得日及び申立期間直後の38年1月の保険料の納付年月日から、37年4月から38年4月までの間であると推認でき、その時点で、申立期間の保険料を納付することが可能である上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を実際に夫婦二人分納付した場合の金額とおおむね一致することから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を、1か月を除き全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間は1回、かつ9か月と短期間である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年1月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年12月まで

私が昭和54年6月に会社を退職した後、しばらくして、私又は妻が市役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私又は妻が市役所又は金融機関で納付していた。私は、申立期間の保険料額が記載されている確定申告書の控えを所持しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の確定申告書の控えを所持し、同申告書の社会保険料 控除欄に国民年金保険料の記載がある上、計上された金額は申立期間の保険 料額と一致している。

また、申立人は、申立人又はその妻が、市役所又は金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、納付していたとする市役所及び金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない上、申立期間は1回、かつ12か月と短期間である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年4月から 38 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私は、国民年金制度発足時に夫と相談し、「国民年金に加入して将来のために備えよう。」と話し合い、区役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、集金人に納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に納付していたと 主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存 在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認めら れない。

また、申立人の特殊台帳によると、昭和 37 年度の欄に 12 か月分の国民年金保険料を納付したことを示す印が二重線により消されているが、保険料が還付された形跡も無い上、申立人の氏名が誤って記載されていることから、当時の行政側の事務処理又は記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は1回、かつ12か月と短期間である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和 38 年 8 月 1 日)及び資格取得日(39 年 9 月 1 日)の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 38 年 8 月及び同年 9 月は 1 万 4,000 円、同年 10 月から 39 年 4 月までは 2 万円、同年 5 月から同年 8 月までは 2 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月1日から39年9月1日まで 私は、A社に昭和34年7月28日から平成5年6月30日まで継続して勤務していたが、同社B営業所の新設のため、C地に転勤をしていた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立期間において、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人がA社B営業所の新設のためにC地に一緒に転勤したとする同僚は、オンライン記録において、昭和31年10月21日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、54年8月1日に同資格を喪失するまでの期間、継続して同社の被保険者であったことが確認できる。

さらに、当時、総務及び経理の担当者は、上記同僚は、申立人と一緒に C地に転勤し、申立人と同じ仕事をしており、社会保険についても同様の 扱いであった旨を証言している。 これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 38 年7月及び 39 年9月のA社における記録並びに上記同僚の同社における申立期間の記録から、38 年8月及び同年9月は1万4,000円、同年 10 月から 39 年4月までは2万円、同年5月から同年8月までは2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年8月から39年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和35年6月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、32年6月から35年9月までは9,000円、同年10月から35年5月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月1日から35年6月2日まで

私は、昭和30年3月頃から35年6月1日まで約5年間A社に住み込みで勤務していたが、32年6月1日から35年6月2日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 30 年3月頃からA社に住み込みで勤務し、正社員となった同年4月1日から 35 年6月2日までの間、厚生年金保険に加入していたとしているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、32 年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人と同時期にA社に勤務していた同僚は、「申立人は、私が退職した昭和 35 年8月末日より少し前にA社を退職したと記憶している。」と述べている上、申立期間に勤務していたほかの同僚は、「申立人と共にA社に勤務したが、私が退職した 35 年 2 月 24 日には、申立人はまだ勤務していた。」と述べていることから、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、上記2名の同僚は、申立人の厚生年金保険の加入記録のある期間 と申立期間とは、業務内容及び勤務形態に変化は無く、一貫してB業務に 従事していたと述べている。

さらに、上記の同僚2名は、試用期間を除き、勤務期間と厚生年金保険 の加入期間には相違は無いと述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と業務内容及び勤務 形態の同質性の高い同僚のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名 簿の申立期間の記録から、昭和32年6月から33年9月までは9,000円、 同年10月から35年5月までは1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などを提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が、昭和32年6月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から35年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和30年4月20日から31年9月19日までの期間について、A社の事業主は、申立人が30年4月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、31年9月19日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和 31 年 10 月 1 日から 32 年 6 月 7 日までの期間について、B社の事業主は、申立人が 31 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、32 年 6 月 7 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、9,000 円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和 35 年 1 月 18 日から同年 11 月 1 日までの期間について、A社の事業主は、申立人が同年 1 月 18 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 11 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 35 年1月から同年6 月までは8,000 円、同年7月から同年10月までは1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月20日から36年1月まで

② 昭和36年2月から同年9月まで

私は、昭和 30 年4月にA社に入社し、途中で辞めること無く継続して勤務し、36 年1月頃に同社を退職した後、同年2月にB社に入社し、2か月ぐらい勤務したところで、業務災害を負い、療養のため6か月ぐらい休業したが、復職することなく同年9月に退職した。

これら申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないため、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の複数の同僚は、「申立人はA社に昭和 30 年4月に入社し、1年半ぐらい勤務して退職した後、再び同社に入社してきた。同社退職後はB社に入社したものの、けがをして同社を退職したと聞いたことがある。」と供述している。

当該期間のうち、昭和30年4月20日から31年9月19日までの期間について、A社に係る事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立人と同姓同名で生年月日が一致している者が、30年4月20日に資格を取得し、31年9月19日に資格を喪失した基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立期間①のうち、昭和31年10月1日から32年6月7日までの期間について、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立人と同姓同名で生年月日が一致している者が、31年10月1日に資格を取得し、32年6月7日に資格を喪失した基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、申立期間①のうち、昭和35年1月18日から同年11月1日までの期間について、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人と同姓同名で生年月日が一致している者が、同年1月18日に資格を取得し、同年11月1日に資格を喪失した基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

加えて、A社の複数の同僚は、申立人のほかに同姓同名の者を知らないとしている上、申立人に係るB社の退職理由についての供述が申立人の供述と一致していることから、これらの厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和 30 年 4 月 20 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、31 年 9 月 19 日に同資格を喪失、35 年 1 月 18 日に再び同資格を取得し、同年 11 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。また、B社の事業主は、申立人が 31 年 10 月 1 日に同資格を取得し、32 年 6 月

7日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る上記の被保険者 名簿及び被保険者台帳(旧台帳)の記録から、昭和30年4月から31年8 月までは5,000円、35年1月から同年6月までは8,000円、同年7月から同年10月までは1万2,000円とし、B社に係る上記の被保険者名簿及び被保険者台帳(旧台帳)の記録から、31年10月から32年5月までは9,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和 31 年 9 月 19 日から同年 10 月 1 日までの期間、32 年 6 月 7 日から 35 年 1 月 18 日までの期間及び同年 11 月 1 日から 36 年 1 月までの期間については、複数の同僚に照会したものの、申立人が、当該期間にA社に勤務していたことを確認できる具体的な証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、当該期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、B社で当該期間に勤務していた複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間に同社に勤務していたことを確認できる証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、当該期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①のうち、昭和 31 年 9 月 19 日から同年 10 月 1 日までの期間、32 年 6 月 7 日から 35 年 1 月 18 日までの期間、同年 11 月 1 日から 36 年 1 月までの期間及び申立期間②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月15日から40年5月1日まで

社会保険事務所(当時)に年金記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、昭和40年11月9日に脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、私は既に郷里のB(現在のC県)に帰郷していたため、脱退 手当金を受け取れるはずは無く、受け取った記憶も無いので、申立期間 について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和 40 年11月9日に支給決定されたこととなっている。

しかし、C県立公文書館が保管する乗船名簿によれば、申立人は、昭和40年5月3日に同僚と共に郷里のBに戻っており、その後、申立期間に係る脱退手当金が支給したとされる時期までに、郷里のBを離れて、A社の所在地であるD県に戻っている記録も無い。

また、Bでは、D県を管轄する社会保険事務所が申立期間に係る脱退手当金として、Bに所在する金融機関に送る「隔地払い」による支給事務を行うことは困難であったと考えられることから、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していなかったものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、A社を退職した当時、同社から脱退手当金の説明を 受けていないと供述しており、当時の複数の同僚も同様の証言をしている ことから、申立人が当該脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月20日から44年2月16日まで

② 昭和44年5月10日から46年2月28日まで

私は、60 歳になったら厚生年金基金がもらえるというはがきが来て 社会保険事務所(当時)に行ったのがきっかけで、A社に勤務した申立 期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険を脱退手当金とし て受給したことになっていることを初めて知った。

昭和44年2月25日から同年5月10日の3か月間が未請求期間として残されていることは、自分で請求していないことだと思う。

厚生年金保険に関係する書類は一切持っていないが、脱退手当金をもらった記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間にある被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間は申立期間②と同一事業所かつ同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間②に係る事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名 簿で申立人の記載されたページの前後5ページの受給要件を満たしている 10 人のうち、脱退手当金の支給記録があるのは申立人を含め3人であり、 申立人を除く2人には、申立人において未請求となっている同一事業所の 全ての期間が支給対象期間となっているが、申立人については未請求期間 となっている。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 63 年4月1日から同年6月1日までの期間について、事業主は、申立人が同年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人のA社における同資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、20 万円とすることが妥当 である。

また、申立期間のうち、平成19年9月29日から同年10月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月1日から同年6月1日まで

② 平成19年9月29日から同年10月1日まで

私は、昭和59年4月1日から63年5月31日までA社に継続して勤務していたが、ねんきん定期便の記録によると、同年4月1日から同年6月1日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。また、平成18年1月1日から19年9月30日までB社に勤務していたが、資格喪失日が同年9月29日になっており、1か月の空白期間が生じている。A社における昭和63年5月31日までの在職期間証明書、B社における平成19年9月30日までの雇用契約書及び労働条件通知書、給与支給明細書等を持っているので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社からの回答書、社会保険台帳、雇用保険の加入記録及び申立人の所持する在籍期間証明書から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、A社では、当時、社会保険台帳を作成していたところ、同台帳には、申立人の氏名が確認でき、同社における資格喪失日は、昭和 63 年 6 月 1 日と記載されている。

さらに、複数の者について、上記の社会保険台帳に記載されている資格 喪失日とオンライン記録における資格喪失日を比較したところ、申立人を 除いて厚生年金保険被保険者資格の喪失日が一致している。

加えて、A社に係るC健康保険組合の被保険者台帳では、申立人は、昭和 59 年4月1日に被保険者資格を取得し、63 年6月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 63 年 6 月 1 日 に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し て行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年3月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人が所持する雇用契約書及び労働条件通知書並びに雇用保険の記録から、申立人がB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持している平成19年10月の給与支給明細書では、同年9月の厚生年金保険料が控除されており、事業主が提出した源泉徴収簿においても、同様に厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及 び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決 定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源 泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに 基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のい ずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、上記の給与明細書 の総支給額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した か否かについては、事業主は、当時の資料が残っておらず不明としており、 このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから明らかでない と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年4月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年4月1日に、同資格の喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年4月は 11 万円、同年5月は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和37年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月1日から同年7月1日まで

私は、A社に昭和57年4月1日から58年5月20日まで勤務したが、 オンライン記録では、57年4月1日から同年7月1日までの期間が厚 生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 57 年4月1日から同年6月1日までの期間について、事業主が保管する所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人がA社に継続して勤務し、同年5月分及び同年6月分の給与から当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、A社の事業主は、「申立期間当時、給与の支払方法は当月 20 日締めの当月 28 日払いであり、厚生年金保険料は翌月控除である。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及

び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、上記の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている総支給額から、昭和57年4月は11万円、同年5月は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 57 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、雇用保険の加入記録から、申立人が A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、上記の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人の昭和 57 年 7 月分給与から同年 6 月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 7 月 22 日から同年 8 月 21 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年 7 月 22 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 6 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月1日から23年3月1日まで

- ② 昭和29年5月から30年9月まで
- ③ 昭和35年5月から37年6月まで
- ④ 昭和40年5月から41年3月まで
- ⑤ 昭和43年7月22日から同年8月21日まで
- ⑥ 昭和52年10月から53年7月まで
- ⑦ 昭和62年4月から同年9月まで

私は、昭和21年7月から23年2月までC社に勤務したが、勤務した期間の厚生年金保険記録が無い。また、同社を退職した後、A社に勤務したが、同社B事業所に転勤した43年7月の被保険者記録が欠落しているほか、退職時に会社からもらった人事資料の給与額から計算すると、同社勤務期間中の標準報酬月額が低く記録されている。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤について、申立人から提出されたA社が作成した人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和43年7月22日にA社から同社B事業所に異動)、当該期間に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記の人事記録において、申立人のA社から同社B事業所への異動日が、昭和43年7月21日と記載されていることから、申立人の同社B事業所における資格取得日を、同社における資格喪失日である同年7月22日と同日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額は、申立人のA社B事業所における昭和43年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人は、「DにあったC社に勤務した期間については、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、DにC社という適用事業所は確認できないほか、事業所の名称がC社に類似しているE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記憶する事業主名が確認できるものの、同社は、昭和 23 年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており当該期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、E社は昭和24年2月20日に適用事業所ではなくなっている上、 上記の被保険者名簿に記録がある被保険者に照会したが、申立人を記憶し ていないため、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができ ない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②から④まで、申立期間⑥及び⑦の標準報酬月額について、オンライン記録によると、昭和 29 年 5 月から同年 9 月までは 1 万 2,000 円、同年 10 月から 30 年 9 月までは 1 万 6,000 円、35 年 5 月から同年 9 月ま

では2万4,000円、同年10月から36年9月までは2万6,000円、同年10月から37年6月までは3万3,000円、40年5月から41年3月までは5万2,000円、52年10月から53年7月までは30万円、62年4月から同年9月までは44万円と記録されていることが確認できる。

このことについて、申立人は、A社が作成した申立人に係る人事資料に記載されている昭和23年から26年当時の賃金を基礎に当該期間の標準報酬月額を計算したところ、29年5月から30年9月までは1万8,000円、35年5月から37年6月までは3万6,000円、40年5月から41年3月までは6万円、52年10月から53年7月までは32万円、62年4月から同年9月までは47万円が正しい標準報酬月額であると主張している。

しかしながら、A社は、当該期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、申立人は、主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を 所持していない。

このほか、申立人の申立期間②から④まで、申立期間⑥及び⑦において、 申立てどおりの厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情 は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②から④まで、申立期間⑥及び⑦について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 20 年 11 月 30 日から 21 年 5 月 23 日までの期間について、申立人は、A社 (現在は、B社) C支店における厚生年金保険被保険者であったことが認められ、また、申立人は、同年 5 月 23 日から同年 6 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社 C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を 20 年 11 月 30 日に、同資格の喪失日に係る記録を 21 年 6 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、20 年 11 月から 21 年 3 月までは 80 円、同年 4 月及び同年 5 月は 150 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和 21 年 5 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和 21 年6月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を180円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和21年6月の厚生年金保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月30日から21年7月1日まで 私は、昭和17年3月5日にA社に入社し、その後、19年11月15日 から21年5月25日まで兵役に就いた期間があるが、54年10月31日 まで継続して在籍した。

しかし、厚生年金保険記録は、昭和20年11月30日から21年7月1日までの加入記録が無いことが分かった。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和 20 年 11 月 30 日にA社の関連会社であるE社F事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失後、21 年 7 月 1 日にA社D支店において被保険者資格を取得していることが確認できるが、同社が保管する人事記録により、申立人は申立期間においても同社に継続して在籍(昭和 20 年 11 月 1 日にE社F事業所からA社C支店に異動し、21 年 6 月 1 日に同社C支店から同社D支店に異動)していたことが認められる。

申立期間のうち、昭和 20 年 11 月 30 日から 21 年 5 月 23 日までの期間 については、G県から提出された兵籍簿により、申立人が 19 年 11 月 15 日から 21 年 5 月 23 日まで陸軍に応召されていたことが確認できる上、当該期間と同時期に召集されていたとする複数の同僚には、オンライン記録において、厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨が規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定により時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

申立期間のうち、昭和21年5月23日から同年6月1日までの期間について、B社は、「資料は無いが、厚生年金保険料は控除していたと思われる。」と回答している。

なお、上記人事記録及びオンライン記録から、申立人のA社C支店に係る資格取得日をE社F事業所における資格喪失日と同日の昭和20年11月30日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 20 年 11 月 30 日から 21 年 5 月 23 日までの期間については、A社C支店における厚生年金保険被保険者であったことが認められ、また、同年 5 月 23 日から同年 7 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載された同年代の同僚の記録から、昭和 20 年11 月から 21 年 3 月までは 80 円、同年 4 月及び同年 5 月は 150 円、同年6 月は 180 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 21 年 5 月及び同年 6 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、同年 5 月については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は同年 5 月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。一方、同年 6 月については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年1月1日から同年8月1日までの期間について、A社の事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成5年8月1日から同年12月31日までの期間について、B社の事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成5年12月31日から6年1月1日までの期間について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、6年1月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、28万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成6年1月1日から7年 11 月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、6年1月から同年 10 月までは28 万円に、同年11 月から7年 10 月までは24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成6年1月から7年 10 月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年6月1日から平成5年8月1日まで

- ② 平成5年8月1日から同年12月31日まで
- ③ 平成5年12月31日から6年1月1日まで
- ④ 平成6年1月1日から7年11月1日まで

私は、昭和54年4月1日から平成7年10月31日まで、A社又は同社のグループ会社のB社において、C業務を担当していた。

申立期間①については、A社に在職しており、月給は 30 万円の後半 ぐらいあったが、昭和 61 年6月から標準報酬月額が不自然に引き下げられている。また、平成5年1月から同年7月までの標準報酬月額が遡って8万円に引き下げられているので調査してほしい。

申立期間②については、B社に在職しており、平成5年8月から同年11月までの標準報酬月額が遡って12万6,000円に引き下げられているので調査してほしい。

申立期間③については、厚生年金保険の記録ではB社において平成5年12月31日に資格を喪失し、A社において6年1月1日に資格取得となっていることから5年12月の被保険者記録が欠落しているが、継続して勤務しており、欠落は納得がいかないので調査してほしい。

申立期間④については、月給が 30 万円の後半ぐらいあったが、それ に見合う標準報酬月額ではないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成5年1月1日から同年8月1日については、オンライン記録では、当初、申立人の当該期間の標準報酬月額は28万円と記録されていたところ、6年4月26日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほかに70名以上の被保険者についても、同様の標準報酬月額の訂正処理が行われている。

また、A社において経理を担当していたとする者は、「A社は、平成3年頃から、社会保険料を滞納していた。」と述べている。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所が当該減額処理を 行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録の訂正があったとは認められ ないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、事業主が当初届 け出た28万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、オンライン記録では、当初、申立人の当該期間の標準報酬月額は、28 万円と記録されていたところ、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日である平成5年12月31日より後の6年3月7日付けで、遡って12万6,000円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほかに35名以上の被保険者についても、同様の標準報酬月額の訂正処理が行われている。

また、B社の商業登記簿謄本により、申立人は当該訂正処理が行われた 平成6年3月7日の時点では、同社の取締役であったことが確認できるが、 申立人は、当該期間はD職の管理職であったと供述しているところ、同社 の元役員も申立人が厚生年金保険関係の事務には関与していない旨の証言をしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所が当該減額処理を 行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録の訂正があったとは認められ ないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、事業主が当初届 け出た28万円に訂正することが必要である。

申立期間③について、雇用保険の記録により、申立人が当該期間にB社に勤務していたことは確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成5年12月31日となっており、同社は同日において厚生年金保険の適用事業所でなくなっている(以下「全喪」という。)。

しかしながら、申立人が資格を喪失した旨の処理及びB社の全喪処理は、 平成6年3月7日付けで行われている上、同日において、同社の全喪日以 降に被保険者資格を取得した複数の者の資格取得の記録が取り消されてい ることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成5年 12 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効であったとは認められないことから、申立人の被保険者資格の喪失日は、A社における資格取得日と同日の6年1月1日とすることが必要である。

また、当該期間に係る標準報酬月額は、申立人のB社における平成5年 11月の訂正処理前の記録から、28万円とすることが必要である。

申立期間④について、申立人と同様に、B社の被保険者資格を平成5年12月31日に喪失し、A社の被保険者資格を6年1月1日に取得している同僚の保管する当該期間のうちの一部期間に係る給与明細書から、オンライン記録における標準報酬月額を超える厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、上記の給与明細書において確認できる保険料控除額は、当該同僚のB社での訂正処理前の資格喪失時における標準報酬月額に基づく保険料控除額と一致する。

さらに、平成6年 11 月に厚生年金保険料率の改定が行われているところ、別の同僚の保管する給与明細書において、当該改定前後における厚生年金保険料控除額に変更は無く、同額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人についても、B社での訂正処理前の資格喪失時における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたと考えることが自然であり、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における平成5年11月の訂正処理前の記録及び6年11月の厚生年金保険料率の改定から、同年1月から同年10月までは28万円、同年11月から7年10月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、同僚の給与明細書から推認される申立人の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人についても、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に対し届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和 61 年 6 月 1 日から平成 5 年 1 月 1 日までの期間について、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、それ以前の標準報酬月額と比較して低い額に記録されており、申立人の預金通帳において、当該期間の一部について、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与の振込みが確認できる。

しかし、申立人と同様に、当該期間に係る標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額と比較して低い額に記録されている同僚が所持する給与明細書によると、オンライン記録における標準報酬月額を超える給与支給が確認できるものの、控除されている厚生年金保険料はオンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料であることが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、遡った減額訂正等の不合理な処理の形跡は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和23年10月1日から24年10月1日までの期間について、A社の事業主は、申立人が同年10月1日に船員保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。また、申立期間のうち、昭和24年10月31日から同年11月1日までの期間について、B社の事業主は、申立人が同年11月1日に船員保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年10月から24年9月までは2,000円、同年10月は4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年11月から23年7月1日まで

- ② 昭和23年10月1日から24年10月1日まで
- ③ 昭和24年10月31日から同年11月1日まで
- ④ 昭和24年11月1日から25年9月1日まで

私は、昭和 20 年 11 月から 23 年 6 月 30 日まで「E」という船で、C 業務をしていた。また、同年 7 月 1 日から 24 年 10 月 31 日まで「F」のほか 2 船舶で、C業務及びD業務をしていた。さらに、同年 11 月 1 日から 25 年 8 月 31 日までC業務をしていたので、申立期間①から④までを船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人に係る船員保険被保険者台帳を確認したところ、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、昭和24年10月1日と記載されていることから、同社の事業主は、申立人が同日に船員保険被

保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記被保険者台帳の記録から 2,000 円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人に係る船員保険被保険者台帳を確認したところ、申立人のB社における被保険者資格喪失日は、昭和24年11月1日と記載されていることから、同社の事業主は、申立人が同日に船員保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、上記被保険者台帳の記録から4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人が主張する船主及び船舶名が、運輸省(当時)の日本船名録に記載されていることから、申立人が申立期間①において船舶に乗り、勤務していたことが推認できる。

しかし、当該期間当時、船主及び船舶は船員保険の適用事業所になって おらず、申立人は、上司である船長は既に死亡しているとしており、また、 船主及び同僚の住所、生年月日等を知らないとしているため、当時の状況 について照会することができない。

また、申立人は、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していない。

申立期間④について、申立人は、船上で寝起きしながら、C業務をしていたと主張しているものの、船員手帳を所持しておらず、船舶名、船長等も覚えていないことから、勤務実態を確認できない。

また、申立人は、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持しておらず、船員保険料控除に係る記憶も曖昧である。

このほか、申立人の申立期間①及び④における船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び④に係る船員保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和58年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月1日から同年10月1日まで 私は、昭和57年10月8日にA社B事業所に入社し、58年9月30日 まで臨時雇用者として同社B事業所に継続して勤務していた。しかし、 厚生年金保険の記録によると、同年5月1日に資格喪失となっており、 それ以降、退職までの5か月について欠落期間が生じていることから、 申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時のA社B事業所の人事担当者は、当社が雇用した臨時雇用者には、厚生年金保険と雇用保険を一体的に加入させていた旨を証言している。

さらに、オンライン記録及び雇用保険の記録から、A社B事業所において申立人と同様の勤務形態であった同僚は、厚生年金保険と雇用保険の被保険者記録が一致していることが確認できる。

加えて、申立人が所持する雇用保険受給資格者証の離職時(昭和 58 年 9月 30 日)の賃金日額から算出した賃金月額から判断すると、申立人の申立期間に係る勤務形態は、申立期間より前の期間との継続性が認められ

る。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 58 年4月のオンライン記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 50 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を 喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認めら れることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る 記録を同日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、10 万 4,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人のA社に係る資格喪失日は昭和50年1月31日となっているが、厚生年金基金における申立人の同社に係る記録は、資格喪失日が同年2月1日であることが確認できる。

さらに、申立期間にA社が加入した厚生年金基金は、「申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していた。」と回答していることから、同社は、当該厚生年金基金に提出したものと同一のものを社会保険事務所に届け出ていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和 50 年 2 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における 昭和49年12月の社会保険事務所の記録及び50年1月の企業年金連合会 の加入記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年1月1日から6年6月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額は5年1月から同年9月までは12万6,000円、同年10月から6年5月までは15万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、上記期間のうち、平成5年9月及び6年1月から同年3月までの標準報酬月額については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、標準報酬月額に係る記録を5年9月は15万円に、6年1月から同年3月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(5年9月は12万6,000円、6年1月から同年3月までは15万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月1日から平成5年1月1日まで

② 平成5年1月1日から6年6月1日まで

③ 平成6年6月1日から11年3月21日まで

私は、昭和62年4月1日に新卒社員としてA社に入社し、平成11年3月20日まで勤務した。

在職中は厚生年金保険の記録を気にしていなかったが、ねんきん特別 便の標準報酬月額と在職時の給与明細書を比べて初めて差異があること に気付いた。よく調べて、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における 厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年1月から同年9月までは 12万6,000円、同年10月から6年5月までは15万円と記録されていたところ、同年4月26日付けで8万円に訂正されている上、申立人のほかにも60名以上について同様の訂正が行われていたことが確認できる。

また、滞納処分票により、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所(当時)が行った当該訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録の訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た5年1月から同年9月までは12万6,000円、同年10月から6年5月までは15万円に訂正することが必要であると認められる。

また、上記期間のうち、平成5年9月及び6年1月から同年3月までの標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額(5年9月は15万円、6年1月から同年3月までは16万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録において、当初、平成4年10月の定時決定において12万6,000円、5年10月の定時決定において15万円と記録されていた当該期間の標準報酬月額が、6年4月26日に8万円に訂正されていたことが確認できるところ、当該定時決定及び同年4月26日付けの遡った標準報酬月額の訂正届のいずれの機会においても、社会保険事務所が誤った標準報酬月額を記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人の提出した給与明細書において確認 できる厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報 酬月額と同額である。

また、申立期間③について、上記の訂正処理を行った日以降の最初の随時改定(平成6年6月1日)で、申立人の当該期間における標準報酬月額は9万8,000円と記録されているところ、当該処理については上記の訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

さらに、申立人の提出した給与明細書において確認できる厚生年金保険

料に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額である。 これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③について、 その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与か ら控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B事業所における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日(昭和 41 年 9月1日)及び資格取得日(昭和 41 年 11 月 30 日)の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月1日から同年11月30日まで

私は、昭和37年3月にA社に入社後、休職等もすること無く平成10年3月に定年するまで同社で勤務したが、厚生年金保険の記録では、昭和41年9月1日から同年11月30日まで被保険者記録が欠落している。身分は本店に所属し、支店所掌工事に出向し、あくまでも一貫して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社B事業所において昭和 41 年9月 1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年11月30日に同社B事 業所において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社から提出された人事個人票及び雇用保険の加入記録により、申立人は、同社に継続して勤務していたことが認められる上、申立人が所持している職務経歴書から、申立人は昭和 40 年 1 月から 45 年 11 月まで同社 B事業所に継続して在籍していたことが確認できる。

また、事業主は、在籍が確認できる従業員から厚生年金保険料を控除していないことは考えにくいと回答している上、申立人は、申立期間におい

て、同社の従業員が加入していたC国民健康保険組合の加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚のA社B事業所における標準報酬月額の推移から、申立人の同社B事業所における昭和 41 年 11 月の社会保険事務所(当時)の記録である4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、関係書類が無いため確認できないが、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないと考えられると回答しており、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年9月及び同年10月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年 10 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 2 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月30日から同年10月1日まで

② 昭和43年9月1日から同年11月1日まで

私は、申立期間①について、昭和40年3月5日から同年9月30日までA社に継続して勤務していたが、同年9月30日から同年10月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、昭和 43 年 9 月 1 日から同年 10 月 31 日まで C社に勤務していたが、その期間全ての厚生年金保険の被保険者記録が 無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務(昭和40年10月1日に、A社からB社に異動)していたことが確認できる。

また、複数の同僚は、「私は、B社の設立準備室要員として、A社に採用され、設立と同時にB社に移籍した。厚生年金保険料も控除されていたと思う。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 40 年8月の記録から、2万 8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る同年9月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立人の勤務に係る詳細な記憶及び複数 の同僚が「期間は特定できないが、勤務していた。」と述べていることか ら、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社に係る事業所別被保険者名簿から、同社は昭和 46 年1月 14 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、C社の代表者及び申立人が記憶している同僚2名も当該期間の同社に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

さらに、上記被保険者名簿において、厚生年金保険の適用事業所となった昭和46年1月14日に被保険者資格を取得している同僚に照会したところ、「C社が適用事業所となる前から働いていたが、適用事業所となる前には厚生年金保険料を給与から控除されていなかった。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年1月1日から同年7月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額は、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から11年4月21日まで 私がA社に入社した平成7年12月から11年3月までの期間について、 ねんきん定期便の記録と給与明細書の支給額に見合う標準報酬月額が異 なっているので、調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成8年1月1日から同年7月1日までの期間について、申立人が所持する給与明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額(36万円)を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額(8年1月から同年3月までは41万円、同年4月から同年6月までは44万円)より低い標準報酬月額(38万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと

が認められる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成7年 12 月1日から8年1月1日までの期間については、給与明細書から確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できる。

また、平成8年7月1日から同年9月1日までの期間及び同年 11 月1日から9年1月1日までの期間は、給与明細書から確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より低額又は一致していることが確認できる。

さらに、平成9年1月1日から同年6月1日までの期間及び10年12月1日から11年1月1日までの期間は、給与明細書から確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることが確認できる。

加えて、平成9年7月1日から 10 年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年 10 月1日までの期間については、給与明細書から確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、給与明細書から確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも低額であることが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、特例法による保 険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成8年9月1日から同年 11 月1日までの期間、9年6月1日から同年7月1日までの期間、10 年6月1日から同年7月1日までの期間、同年 10 月1日から同年 12 月1日までの期間及び11年1月1日から同年4月21日までの期間については、A社は、「当時の社会保険担当者が既に死亡しているため、不明。」と回答している上、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間の標準報酬月額を確認できないことから、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、事業主が申立人に係る平成8年1月から同年6月までの厚生年金 保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は「当時の社会保 険担当者が既に死亡しているため、不明。」としている上、これを確認で きる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから明らかでないと判断せ ざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和 41 年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和41年3月22日にA社に入社したが、社命により系列企業のB社に勤務することになった。この間、継続して勤務していたにもかかわらず、異動時期に当たる同年7月31日から同年8月1日までの期間に厚生年金保険被保険者記録の空白が生じている。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和 41 年8月1日に、A社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保管する厚生年金資格取得者台帳に申立人の被保険者資格喪失日が昭和41年7月31日である旨が記載されており、また、事業主が資格喪失日を同年8月1日と届け出

たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 18 年4月1日に厚生年金保険(当時は、労働者年金保険)の被保険者資格を取得し、21 年4月 21 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から21年4月21日まで 私は、昭和18年4月に学校を卒業と同時に集団就職で、A社(現在 は、D社) B工場に入社し、C職として勤務していた。書類等は無く、 自分の記憶だけであるが、A社B工場に勤務していたことは確かなので、 調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社B工場に、集団就職で一緒に、昭和 18 年4月1日に入社したと名前を挙げた複数の同僚の名前を、労働者年金保険被保険者台帳索引票で確認できる上、同僚の一人は、申立人が同社B工場E部に在籍していたと供述していることから、申立人が申立期間において、同社B工場に勤務していたことが認められる。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の者が、昭和 18 年4月1日に被保険者資格を取得し、21 年4月 21 日に同資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 18 年4月1日に厚生年金保険の被保険者資

格を取得し、21年4月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、上記の被保険者名簿から、40 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年9月18日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年5月31日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年9月から21年2月までは60円、同年3月は70円、同年4月から同年7月までは60円、同年8月から同年11月までは120円、同年12月から22年2月までは360円、同年3月及び同年4月は600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月18日から22年5月31日まで 厚生年金保険被保険者記録によると、A社B支店における記録が無い。 人事台帳の記載のとおり、勤務していたことに間違いないので、申立期 間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の人事台帳により、申立人が申立期間において、同社B支店に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立 人と同姓同名で生年月日が同一の基礎年金番号に統合されていない厚生年 金保険被保険者記録(資格取得日は昭和 20 年 9 月 18 日、資格喪失日は 22 年 5 月 31 日)が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人がA社B支店において昭和20年9月18日に被保険

者資格を取得し、22 年 5 月 31 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険 事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和20年9月から21年2月までは60円、同年3月は70円、同年4月から同年7月までは60円、同年8月から同年11月までは120円、同年12月から22年2月までは360円、同年3月及び同年4月は600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 24 年4月8日から同年5月1日までの期間について、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年4月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,900円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和 33 年 5 月 2 日から同年 5 月 8 日までの期間について、申立人のC社D支社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年 5 月 2 日と認められることから、申立人の同社D支社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月8日から同年5月1日まで

② 昭和33年5月2日から同年5月8日まで

私は、A社に昭和23年4月1日に入社し、56年7月5日に退職するまで継続して勤務していたが、24年4月8日から同年5月1日までの期間及び33年5月2日から同年5月8日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。在職中に勤続25年表彰及び定年退職表彰を受けており、厚生年金保険料は事業主により給与から控除されていたはずである。同社発行の人事履歴カードを提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社発行の人事履歴カード、健康保険の加入記録

及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し (昭和 24 年 4 月 8 日に、同社本社から同社 B 支社に異動)、当該期間に 係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認めら れる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和 24 年 5 月の社会保険事務所(当時)の記録から、3,900 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認 できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを 得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、上記人事履歴カード、健康保険の加入記録及び雇用保険の加入記録は継続しているが、オンライン記録によると、申立人はC社E支社において昭和 33 年 5 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社D支社において同年 5 月 8 日に同資格を取得し、被保険者記録に欠落期間がある。

しかし、上記人事履歴カードから、申立人は、C社E支社から同社D支 社に昭和33年5月2日に異動していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のC社D支社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 33 年 5 月 2 日であると認められることから、同社D支社における申立人の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和37年2月19日に厚生年金保険被保険者資格を 喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ ることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂 正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが 妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月18日から37年2月19日まで オンライン記録では、A社に勤務していた期間のうち、昭和36年2 月18日から37年2月19日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間 となっていないが、同社には35年1月15日から37年2月18日まで継 続して勤務しており、その後、同社の親会社であるB社に異動した。途 中で厚生年金保険の被保険者資格を喪失することはあり得ないので、調 査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の当時の事業主は、「申立人は、グループ会社内の人事異動により 異動しているため、勤務期間に間が空くはずはない。」と供述している上、 申立人は、「A社における後任者は、昭和 37 年2月にB社から私と入れ 替わりで異動してきた。」と述べているところ、同社に係る健康保険厚生 年金保険被保険者原票から、当該後任者は、申立人が同社の厚生年金保険 被保険者資格を取得した 37 年 2 月 19 日に同資格を喪失し、A社に係る健 康保険厚生年金保険被保険者原票から同年 2 月 21 日に同資格を取得して いることが確認できることから、申立人は、申立期間において、同社に継 続して勤務していたことが認められる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申

立人は、昭和36年2月18日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年10月1日に定時決定が行われたことが確認できることから、申立人が同年2月18日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 37 年 2 月 19 日に 厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所 に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が 主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標 準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年11月30日まで

私は、A社で昭和34年3月から平成5年11月まで勤務したが、申立期間の標準報酬月額の記録が低くなっている。退職後に不当に引き下げられており、そのような説明を受けたことは無かったため、調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成5年11月30日)より後の6年2月21日に、遡って41万円に訂正されていることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本から申立人が申立期間にA社の代表取締役(三人)の一人であったことが確認できるが、複数の同僚が「社会保険事務に関わっていたのは別の者であった。」と証言している上、同社は平成5年12月21日に破産宣告し、申立人は6年2月16日からB社において厚生年金保険被保険者となっており、いずれも当該訂正処理日である同年2月21日より前であることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬 月額について有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の申立期 間に係る標準報酬月額は、事業主が当初社会保険事務所に届け出た 53 万 円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和31年4月19日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、32年3月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月19日から32年3月1日まで 年金事務所の記録によると、中学校を卒業後に就職したA社での厚生 年金保険の加入記録が無かった。

申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを覚えているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申し立てているA社と名称が類似するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と同姓同名で、生年月日が一部相違している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録(資格取得日は昭和31年4月19日、資格喪失日は32年3月1日)が確認できる。

また、申立人が記憶する同僚は、上記被保険者名簿において、B社の被保険者であったことが確認できる上、ほかの同僚は、「申立人は、中学校を卒業後、B社に就職し、住み込みで勤務していた。同社には、申立人と同姓同名の者はいなかった。」と証言していることから、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であ

り、事業主は、申立人が昭和31年4月19日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、32年3月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から 5,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和25年9月29日に、同社B事業所における同資格の取得日に係る記録を27年11月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を25年9月は6,000円、27年11月から28年2月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 9 月 29 日から同年 10 月 10 日まで

② 昭和27年11月14日から28年3月1日まで

夫は、昭和24年4月27日にA社(現在は、C社)に入社し、平成4年に退職するまで、同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間については、それぞれ同社本社(D工場)及び同社B事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された在籍期間証明書、申立人が所持している給与支給明細書等及び社員名簿から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(申立期間①は、昭和25年9月29日に同社B事業所から同社本社に異動、申立期間②は、27年11月14日に同社本社から同社B事業所に異動)、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和25年10月の社会保険事務所(当時)の記録から6,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社B事業所における28年3月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和56年4月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月18日から同年4月18日まで

私は、昭和43年1月10日にB社(後のA社。現在は、C社)に入社 し、平成12年4月1日まで継続して勤務していたが、昭和56年3月 18日から同年4月18日までのA社における厚生年金保険の被保険者記 録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社が保管する職員カード及び事業主が申立人に発行した当該事業所の個人情報台帳から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、「職員カードにおいて、昭和 56 年3月から同年4月までに、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失するような発令事項は無く、申立期間の前後の期間と同様に、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年12月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立人の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を3年12月から4年9月までは26万円、同年10月から5年9月までは30万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成5年10月1日から7年7月16日までの期間について、当該期間の標準報酬月額に係る記録を5年10月から6年5月までは20万円、同年6月から同年10月までは26万円、同年11月から7年6月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成5年10月から7年6月までの期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から7年7月16日まで

A社に事務員として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が11万8,000円に引き下げられているが、当時受け取っていた給与の額と相違している。給与明細書の一部があるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年12月1日から5年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、3年12月から4年9月までは26万円、同年10月からは30万円と記録されていたが、5年3月29日付けで、申立人を含む69名の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額については、11

万 8,000 円に訂正され、当該訂正処理を行った日以降の最初の定時決定 (5年10月1日)まで継続していることが確認できる。

また、A社の元経理担当者は、「当時のA社の社会保険料の滞納額は、約3,000万円であった。社会保険事務所に経営状況の説明と保険料の納付計画を提出する中で、保険料を安くして納める指導を受けた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年3月29日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該処理訂正の結果として記録されている申立人の3年12月から5年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た3年12月から4年9月までは26万円、同年10月から5年9月までは30万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定(平成5年10月1日)で11万8,000円と記録されているところ、当該処理については上記の訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成5年10月1日から7年7月16日までの期間について、申立人の所持するA社の給与明細書より、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(11万8,000円)を超える報酬月額(約26万円から33万円)の支払を受け、報酬月額より低い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料(平成5年10月から6年5月までの期間は20万円、同年6月から同年10月までの期間は26万円、同年11月から7年6月までの期間は22万円に見合う保険料)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われることから、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書記載の保険料控除額から、平成5年10月から6年5月までは20万円、同年6月から同年10月までは26万円、同年11月から7年6月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務 の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控 除額に見合う標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和47年2月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年2月から同年12月までは3万6,000円、48年1月から同年12月までは5万2,000円、49年1月及び同年2月は7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月29日から49年3月8日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。昭和 46 年から 49 年までの社員旅行の写真及び昭和 49 年度の住民税特別徴収税額通知書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者資格記録、社員旅行の写真、昭和 49 年度の住民税 特別徴収税額通知書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申 立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間のうち、申立人が提出した昭和 49 年度の住民税特別徴収税額通知書から、48 年 1 月から同年 12 月までの期間の厚生年金保険料が給与から控除されていることが認められる上、申立期間において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書を所持している複数の同僚が確認できる。

一方、社会保険事務所(当時)の記録では、当該事業所は、昭和 41 年 11 月 16 日付けで申立期間当時の厚生年金保険法第6条第2項の規定によ り任意適用事業所となっていることが確認でき、47年2月29日付けで、移転による社会保険事務所の管轄の変更を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、49年3月8日付けで再度、任意適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないが、申立期間当時、移転のため管轄社会保険事務所が変わる場合には、一旦適用事業所でなくする手続をとり、移転先の管轄社会保険事務所において新規適用の手続をとる必要があったところ、当該事業所は、移転先における新規適用の届出を遅延していたものと考えられる。

さらに、申立期間当時の厚生年金保険法第8条第2項において、任意適用事業所を適用事業所でなくするためには、被保険者の4分の3以上の同意を得て都道府県知事の認可を受けなければならないと規定しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に昭和47年2月29日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる複数の同僚から、「適用事業所でなくなったことや、在職中に厚生年金保険の資格を喪失する旨の説明は受けておらず、適用事業所でなくなった日以降も、継続して勤務し、業務内容及び勤務形態の変更はなかった。厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述していることから、上記の被保険者の同意が無かったものと推認できる上、社会保険事務所の記録からも、当該同意があった事実は確認できず、申立期間において、複数の同僚について給与から厚生年金保険料が控除されていたことからみても、当該事業所は、事業所移転時において、厚生年金保険の適用事業所でなくする意思は無かったものと考えられる。

以上のことから、申立期間は、当該事業所が、適用事業所ではなくなった昭和47年2月29日以降の期間であるものの、被保険者の利益保護の観点から規定された厚生年金保険法第8条第2項の趣旨に加え、当該期間においても、当該事業所は、上記同僚の供述のとおり事業活動を継続していたことから判断すると、当該期間に申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料については、任意適用事業所であった期間における場合と同様の取扱いとすべきものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年1月の社会保険事務所の記録から、同年2月から同年12月までは3万6,000円、申立人が提出した昭和49年度住民税特別徴収税額通知書の社会保険料控除額から、48年1月から同年12月までは5万2,000円、申立人の同社における49年3月の社会保険事務所の記録から、同年1月及び同年2月は7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でなかったため、申立てどおりの届出は行っておらず保険料の納付は行っていないと回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和23年9月30日に厚生年金保険被保険者資格を 喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ ることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂 正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年9月から23年7月までは600円、同年8月は3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月1日から23年9月30日まで 私は、昭和23年9月29日にA社を退職したが、厚生年金保険被保険 者記録では、22年9月1日に資格を喪失したことになっているので、 調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者 資格の喪失日は昭和 22 年 9 月 1 日となっているが、申立人の同社に係る 健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、23 年 8 月 1 日に標準報酬月額 の改定が行われた記載が確認でき、事業主が申立人の資格喪失日を 22 年 9 月 1 日と届け出たとは考え難い。

また、当該被保険者名簿では、申立人を含む多数の者の資格喪失日欄が空白となっており、これらの者のうち、オンライン記録で資格喪失日が確認できた2名は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和23年9月30日(以下「全喪日」という。)が資格喪失日であることが確認できる。

さらに、当該被保険者名簿において、資格喪失日が記載されている者に

ついては、全て、喪失日が全喪日以外の日付であることが確認できる。このことについて、A社を管轄する年金事務所は、被保険者名簿に資格喪失日の記載が無い場合は、全喪日をもって被保険者資格を喪失したと考えるのが一般的であると回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和23年9月30日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、昭和22年9月から23年7月までは600円、同年8月は3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月5日

A社で支給された賞与のうち、平成 17 年8月5日に支給された賞与が年金記録に反映されていないので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

しかしながら、A社が保管する賞与明細一覧表及び申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(21万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に賞与支払届の提出を行っておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和44年3月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月17日から同年4月17日まで 夫は、昭和27年5月15日から平成5年4月30日に退職するまで、 A社に継続して勤務していた。昭和44年3月17日付けで同社本社から 同社B支店に転勤した際の1か月が厚生年金保険の被保険者期間となっ ていない。同年3月17日付けの辞令書を提出するので申立期間を被保 険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業所提供の職員原簿から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和44年3月17日に、同社本社から同社B支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 44 年 4 月の A社B支店における社会保険事務所(当時)の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認でき

る関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川国民年金 事案 4880

第1 委員会の結論

申立人の平成 17 年 10 月から 18 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月から18年2月まで

時期は不明だが、私の両親が私の国民年金の加入手続を行った。申立期間は、半額免除の承認期間であり、平成18年頃、知人と会った際に近隣にあった社会保険事務所(当時)へ行き、当該期間の国民年金保険料の納付書を作成してもらい、その場で半額免除の保険料及び追納の保険料を全て納付したことを憶えている。申立期間が未納で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入以降の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする平成18年分の確定申告書は存在するものの、同年は所得控除額を記載する必要がなかったため、社会保険料控除欄に保険料額の記載は無く、申立人が主張する保険料の納付について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)が無い上、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4881

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 42 年 3 月までの期間、53 年 10 月、54 年 4 月から 56 年 3 月までの期間、同年 7 月から 58 年 3 月までの期間及び 59 年 6 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から42年3月まで

② 昭和53年10月

③ 昭和54年4月から56年3月まで

④ 昭和56年7月から58年3月まで

⑤ 昭和59年6月から60年3月まで

私は、A学校卒業後に、自宅でAの仕事を始めたので、昭和39年5月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、当初は集金人に毎月納付し、 その後は納付書により近くの銀行で納付していたにもかかわらず、申立期 間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年5月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、未加入者を対象とした職権適用分の番号として42年9月に払い出されていることが確認でき、申立内容と合致しない上、申立期間の始期から手帳記号番号の払出時期まで同一の市区町村内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料を毎月納付してきたと主張し、厚生年金保険から国民年金に切り替わるたびに手続を行ってきたとも述べている。しかし、国民年金被保険者名簿及び特殊台帳では、昭和 42 年度の保険料をまとめて過年度納付していることに加え、オンライン記録では、平成9年4月

までは申立期間③及び④は、その間の期間も含めて未納とされていた期間であり、同年同月に昭和 56 年4月から同年6月までの厚生年金保険の記録が判明したことにより申立期間③と④の間の期間に適切な加入手続が採られていれば行われることのない追加処理がなされているなど、申立内容には齟齬がみられる。

さらに、申立期間は5回に及び、これだけの回数の事務処理を行政側が誤ることも考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4882

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月及び平成 15 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月

② 平成15年2月

申立期間①について、私は、昭和56年7月頃、それまで勤めていた会社 を退職し、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し た。

また、申立期間②について、私は、平成 14 年 11 月にそれまで勤めていた会社を退職後、町役場で、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料は、時期や金額は定かではないが、同役場で、納付書に現金を添えてまとめて納付したか、口座振替により納付したかのどちらかであったと思う。

私は、申立期間①及び②について、手続を適切に行い、国民年金保険料 を納付したにもかかわらず、未納又は未加入となっていることに納得でき ない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和56年7月頃、それまで勤めていた会社を退職し、市役所で国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の所持している年金手帳の資格記録欄の被保険者資格取得日には、56年8月1日と記載されている上、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿でも当該期間に係る加入の記録が見当たらないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①当時、申立人に対して既に払い出されていた国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されたことにより、当該期間の国

民年金保険料が納付された可能性も精査したが、別の手帳記号番号が払い出 された形跡は見当たらなかった。

さらに、申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を当時居住していた住所地の町役場で、納付したと思うと述べているが、当該期間は、保険料の収納事務が国に一元化された平成 14 年4月以降の期間であり、町役場では保険料を収納することができない。

加えて、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、 同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることか ら、同期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

その上、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から3年3月まで

私の国民年金については、私の母親が加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれた。母親は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、 私が20歳になり、国民年金の加入義務が生じたので、集金人が来るように なったと思う。保険料については、母親が集金人に毎月納付していたはず である。

私の年子の妹は、平成3年*月に20歳になったときから、国民年金保険料は納付済みになっている。母親によれば、当初は私だけの保険料の納付が始まり、その後、妹の保険料を一緒に集金人に納付することになったと聞いている。

私の年金手帳には、国民年金について「初めて上記被保険者となった 日」が平成3年4月1日とされているが、間違っている。申立期間が国民 年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、集金人が来るようになったので、保険料の納付を開始したことを憶えていると述べるにとどまり、申立人が 20 歳となった平成2年*月頃に国民年金の加入手続を行ったか定かではないとするなど記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、20 歳以上の学生について国民年金への加入が義務付けられたのは、 平成3年4月からであり、これに合わせて申立人は同年同月1日に国民年金 の被保険者資格を取得したことがうかがえるとともに、申立人が国民年金の 加入手続を行った時期についても、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出 された時期に近い同年5月前後と考えられ、その時点では、被保険者資格を取得した同年4月に遡って国民年金保険料を納付することはできるものの、任意加入期間となる同年3月以前の申立期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできず、保険料を納付することもできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立期間の前後を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も認められない。

加えて、申立人は、その母親が、申立人の妹が 20 歳となった平成 3 年*月から、国民年金保険料の納付を開始していたので、申立人についても同様に 20 歳となった 2 年*月から保険料の納付を開始していたはずであると述べている。しかし、前述のとおり、20 歳以上の学生について、国民年金への加入が義務化されたのは、3 年 4 月からであり、この後に 20 歳となった申立人の妹については、20 歳から国民年金への加入義務があったが、申立期間当時、学生であった申立人については、国民年金に加入することが任意であったことから、申立人の母親が申立人を国民年金に加入させていなかったとしても不自然とまでは言えない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、口頭意見陳述によっても新たな証言や証拠を得ることができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年4月から 52 年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年7月まで

申立期間当時、夫の勤務先に厚生年金保険が無かったため、結婚した昭和 51 年 4 月に、私が、区役所で、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

その後、私が、郵送されてきた納付書により、区役所か金融機関で、国 民年金保険料を納付していた。

私は、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が、未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和51年4月に、夫婦二人分の国民年金の加入手続を 行ったとしているが、申立人が申立期間後に転居先の区の被保険者名簿及び 申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の加入手続日 から、申立人は、52年10月に、同区で国民年金の加入手続を行ったと推認 され、申立人の主張とは一致しない。

また、申立人は、申立期間後に転居先の区で、転入した旨を届け出た際に、申立期間の国民年金保険料を、前住所地で納付していたことを示す領収書を提出したか、あるいは保険料を納付していた旨を同区職員に伝えたとしているが、同区が、申立人がその時点において既に国民年金に加入し、従前の手帳記号番号により保険料を納付していることを確認しておきながら、新たな手帳記号番号を夫婦連番で払い出すことは考えにくいことに加え、別の手帳記号番号が払い出された形跡も確認できず、当該期間は、当時、未届けによる未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年4月から 52 年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年7月まで

申立期間当時、私の勤務先に厚生年金保険が無かったため、結婚した昭和 51 年 4 月に、妻が、区役所で、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

その後、妻が、郵送されてきた納付書により、区役所か金融機関で、国 民年金保険料を納付していた。

私は、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が、未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和51年4月に、その妻が、申立人夫婦の国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人が申立期間後に転居先の区の被保険者名簿及び申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の加入手続日から、申立人は、52年10月に、同区で国民年金の加入手続を行ったと推認され、申立人の主張とは一致しない。

また、申立人の妻は、申立期間後に転居先の区で、転入した旨を届け出た際に、申立人の申立期間の国民年金保険料を、前住所地で納付していたことを示す領収書を提出したか、あるいは保険料を納付していた旨を同区職員に伝えたとしているが、同区が、申立人がその時点において既に国民年金に加入し、従前の手帳記号番号により保険料を納付していることを確認しておきながら、新たな手帳記号番号を夫婦連番で払い出すことは考えにくいことに加え、別の手帳記号番号が払い出された形跡も確認できず、当該期間は、当時、未届けによる未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から51年10月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から51年10月まで

子どもが生まれた昭和 51 年*月頃に、夫が、私の国民年金の加入手続を 行い、そのときに、申立期間の国民年金保険料を遡って一括で納付してく れたと聞いている。

昭和61年4月に、第3号被保険者制度が創設したときにも、私の国民年金保険料は、未納が無いように全て納付してあると、再度、夫から聞いている。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年*月頃に、その夫が、申立人の国民年金の加入手続を 行い、申立期間の国民年金保険料を遡って一括で納付してくれたと主張して いるが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与し ておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその夫は既に他界 していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状 況は不明である。

また、申立人は、昭和 51 年*月に、国民年金に任意加入していることが、 申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録により確認でき、制度上、任 意加入者は、加入手続を行った月からしか国民年金保険料を納付することが できないことから、申立人の夫が、申立期間の保険料を遡って納付したとは 考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年4月から 50 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から50年3月まで

私は、昭和 49 年頃、母親から 20 歳まで遡って国民年金保険料を納付できるのは今年が最後と言われたため、私の妻が区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行うとともに、その場で保険料を遡ってまとめて納付した。妻は憶えていないが、私は、雨が降っていた春頃、仕事を終えて帰る途中に偶然会った妻から、保険料をまとめて納付してきた帰りであると聞いたことを憶えている。

妻は、区役所で夫婦二人が20歳のときまで遡って納付する国民年金保険料を計算してもらい、納付したとしている。総額については、16万円か17万円程度であり、1か月当たり900円だったことは憶えている。指示されたとおりの額を現金で一括納付したはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年頃、その妻が区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行うとともに、20歳のときまで遡って、申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張している。しかし、夫婦の国民年金の加入手続時期は、夫婦連番で払い出された国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日などから、51年3月であると推認されることから、申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括納付するに当たっては、 保険料月額は 900 円であったと述べており、その額は第2回特例納付におけ る保険料月額と一致する。しかし、夫婦が国民年金の加入手続を行ったと推 認される昭和 51 年3月時点では、第2回特例納付の実施期間は 50 年 12 月 で既に終了していることから、申立人が第2回特例納付を利用して申立期間 の保険料を遡って納付することができないことに加え、申立期間の大半は時 効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を第2回特例納付の実施期間中に特例納付するには、遅くとも実施期間の終期である昭和50年12月までに国民年金に加入し、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことに加え、夫婦二人分の保険料を20歳まで遡ってまとめて納付したとする申立人の妻自身についても、20歳到達時点の45年*月から50年3月までの保険料は未納となっていることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月から60年3月まで

私は、それまで勤めていた会社を昭和 55 年4月 30 日に退職し、翌日の同年5月1日に国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金保険料は、私の妻が、妻自身の保険料と一緒に納付してくれていた。私は、一緒に納付してくれた妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっているのに、私の同期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した翌日の昭和55年5月1日に、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、60年6月頃と推認され、申立内容と合致せず、申立人は、申立期間から国民年金の加入手続が行われたと推認される時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 60 年 6 月の時点においては、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付するほかないが、申立人の保険料を納付したとするその妻は、1年以上の期間の保険料を遡って納付したことは無かったと述べている上、同加入手続時点において、当該期間の過半は、時効により納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 10 月から 43 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から43年9月まで

私は、昭和42年9月に会社を退職した後に、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、自宅に、国民年金保険料の集金人が来ていたので、元夫と二人分の保険料を納付していたと思う。集金人に納付していた保険料額の記憶は無いが、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 9 月に会社を退職した後に、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、自宅に国民年金保険料の集金人が来ていたので、申立人及びその元夫の二人分の保険料を納付していたと主張しているが、国民年金の加入手続を行っていないにもかかわらず、集金人に保険料を納付することができたとは考え難い上、申立人は、納付金額についての記憶が無いことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、オンライン記録でも、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していた記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から48年3月までの期間及び同年12月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から48年3月まで

② 昭和48年12月から50年6月まで

私は、国民年金に加入した当初、国民年金保険料を納付していなかったが、昭和48年12月に飲食店を開業してしばらくした後、店に集金人が訪ねて来るようになったことから、申立期間①及び②の国民年金保険料を、私の夫の分と一緒に遡ってその集金人に納付したことを記憶している。申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 12 月に飲食店を開業してしばらくした後、店に訪ねて来た集金人に申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料の納付を開始した時期及び納付金額については記憶が定かではないとしていることから、保険料の納付状況に不明な点がある。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料については遡って納付したと主張していることから、その納付は、過年度納付あるいは特例納付の方法により行わなければならないが、申立期間当時、申立人が居住していた市の集金人は、現年度保険料のみを取り扱っていたことが確認できることから、申立人の主張は、当時の制度と一致しない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から48年3月までの期間及び同年12月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から48年3月まで

② 昭和48年12月から49年3月まで

私は、国民年金に加入した当初、国民年金保険料を納付していなかったが、昭和48年12月に飲食店を開業してしばらくした後、店に集金人が訪ねて来るようになったことから、申立期間①及び②の国民年金保険料を、私の妻の分と一緒に遡ってその集金人に納付したことを記憶している。申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 12 月に飲食店を開業してしばらくした後、店に訪ねて来た集金人に申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料の納付を開始した時期及び納付金額については記憶が定かではないとしていることから、保険料の納付状況に不明な点がある。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料については遡って納付したと主張していることから、その納付は、過年度納付あるいは特例納付の方法により行わなければならないが、申立期間当時、申立人が居住していた市の集金人は、現年度保険料のみを取り扱っていたことが確認できることから、申立人の主張は、当時の制度と一致しない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から61年6月まで

私は、昭和62年7月頃、結婚を契機に私の母親と一緒に市役所の行政センターで国民年金の加入手続を行った。それまで国民年金保険料を納付していなかったが、「娘の保険料を全部納付し、将来年金が満額もらえるようにしておきたい。」と言う母親に勧められ、加入手続と同時に20歳から国民年金第3号被保険者になるまでの期間の保険料を一括で納付した。保険料を納付したのは1回であり、私の母親が8万円台の保険料を全額負担してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の国民年金保険料を負担したとするその母親(以下「申立人等」という。)は、遡って保険料を納付したのは国民年金の加入手続を行った昭和 62 年7月頃の1回であり、その金額は8万円台であったとしている。

しかし、オンライン記録によると、昭和 63 年 9 月に、61 年 8 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料を一括で過年度納付していることが確認できるものの、申立人等が納付したと主張する時期とは一致せず、その期間の保険料は8万 6,100 円であるため、申立人等が納付したとする金額と概ね一致していることから、一括で納付したとするのは当該期間の保険料と考えられ、申立期間の保険料まで納付したとは考えにくい。

また、上記のとおり、オンライン記録上、申立人の国民年金保険料が一括 で過年度納付されている昭和 63 年9月の時点においては、申立期間は時効 により、保険料を納付することができない上、申立人が当該期間の保険料を 納付したとする 62 年7月の時点においても、同理由により、当該期間の過半は保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、特例納付制度を利用するほかないが、どちらの時期も同制度の実施時期ではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 10 月から 61 年 3 月までの期間及び 63 年 8 月から同年 10 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から61年3月まで

② 昭和63年8月から同年10月まで

私は、昭和36年4月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたが、45年頃、区役所又は社会保険事務所(当時)の職員が付加年金への加入の勧誘を行っていたので、加入手続を行い、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間①及び②の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、付加年金制度が発足した昭和 45 年頃、付加年金の加入手続を行い、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は高齢のため当時の状況を確認できないことから、申立期間①及び②当時の付加年金の加入状況及び付加保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間①及び②当時居住していた市が保管している国民年金被保険者収滞納一覧表及び特殊台帳には、申立期間①及び②の定額保険料を納付した記録はあるものの、付加年金の加入及び付加保険料の納付を示す記載は見当たらない。

さらに、申立期間①及び②は、合計 189 か月にも及び、かつ、申立人は、 申立期間①及び②について、二つの異なる区に居住しており、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、源泉徴収票等)が無く、ほかに申立期間①及び②の付

加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から47年12月まで

私は、私の父親に勧められたことから、昭和36年8月頃に、町役場で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が同役場で納付していた。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年8月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は47年12月以降に払い出されている上、申立人が居住していた町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、48年1月1日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間は遡って保険料を納付することができない期間であることから、申立人の主張と一致しない。

また、オンライン記録によると申立期間は未加入期間であることから、国 民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間 以前から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一町内に居住しており、 申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 137 か月に及び、これだけの長期間にわたる事務処理 を同一の行政機関が続けて誤ることも考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、源泉徴収票等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年4月から 38 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私が20歳に到達した際、私の父親が私の国民年金の加入手続を行った。 申立期間の国民年金保険料については、詳細は定かではないが、父親が納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間当時、父親とは同居していなかった上、その父親は既に他界していることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の戸籍の附票によると、申立人は申立期間当初に、それまで住民登録のあったA町からB町に住民票を異動しているが、A町の被保険者名簿には、当該時期に国民年金の住所変更手続を行った旨の記載は認められない上、B町において、申立人の被保険者名簿は存在しない。

さらに、申立人の母親の国民年金手帳記号番号は、A町で申立人と連番で払い出されていることが確認できるが、その母親も、申立人と同様に申立期間の国民年金保険料が未納となっており、申立期間後に転居したC市の被保険者名簿によると、その母親の国民年金の加入記録は、A町から直接C市に移管されていることが確認できることから、申立人の父親は、B町に転居した際に、申立人及びその母親の国民年金の住所変更手続を行っておらず、申立期間の保険料は納付することができなかったものと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、源泉徴収票等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から62年2月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から62年2月まで

私は、国民年金の加入手続を行わなかったが、昭和61年3月頃に、自宅に黄色い国民年金保険料の納付書が届いたので、半年ごとに、保険料として、8万円ぐらいの金額を近くの金融機関で納付し、領収書を受け取った。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行わなかったが、昭和 61 年 3 月頃に、自宅に黄色い国民年金保険料の納付書が届いたと主張しているが、国民年金の加入手続を行っていないにもかかわらず、保険料の納付書が送付されたとは考え難い上、申立人は、申立期間当時に、年金手帳は受け取らなかったとしていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人に、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかが わせる形跡が見当たらない上、オンライン記録でも、申立人が国民年金に加 入していた記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間 で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、半年ごとに、国民年金保険料として、8万円ぐらいの 金額を近くの金融機関で納付したと主張しているが、申立人が納付したとす る金額は、申立期間の保険料額と大きく相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年12月から12年3月までの国民年金保険料については、 免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月から12年3月まで

私は、平成12年4月に社会保険事務所(当時)から国民年金保険料の免除の申請をしなさいとの連絡があり、免除の申請手続を行い、同年同月から13年11月までの保険料の免除が承認された。申立期間の保険料が免除されずに未納とされたのは、私が会社を退職した11年11月に免除の申請をしなさいと連絡をしてこなかった社会保険事務所の業務怠慢以外の何物でもない。

その辺の事情を考慮していただき、申立期間の免除も承認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料が免除ではなく未納となっているのは、申立人が会社を退職した直後に保険料の免除の申請をしなさいと連絡をしてこなかった社会保険事務所の業務怠慢が原因で、今からでも当該期間の保険料の免除を承認してほしいとの申立てであり、申立人も当該期間の保険料の納付及び免除申請を行っていないことを認めている。

また、申立人の国民年金保険料の免除申請日及び申立人に対して実施された国民年金の加入勧奨の時期から、申立人の国民年金の加入手続時期は、平成12年5月頃と推認され、当時の制度では、その時点において、前月より前の月の保険料の免除を遡って承認することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除の申請手続が行えなかったのは、社会保険事務所における事務処理に遺漏があったことによるもの

であるとして、既に時効消滅にかかった保険料について免除の機会を付与するように求めているが、当委員会は保険料の納付の有無、免除の申請の有無等について検討し、年金記録の訂正の要否を判断するものであり、法律の規定又は運用の当否を審議する機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から45年3月まで

私は、昭和42年3月に勤務先を退職することが決まっていたため、夫の 国民年金保険料を納付していた集金人に、同年4月から国民年金に加入す る旨を事前に伝え、国民年金の加入手続を依頼した。保険料については、 私又は夫が、毎月自宅へ来た集金人に、私と夫の二人分を一緒に納付して いたはずである。申立期間について、一緒に納付していた夫は、保険料が 納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 3 月に勤務先を退職することが決まっていたため、その夫の国民年金保険料を納付していた集金人に、同年 4 月から国民年金に加入する旨を事前に伝え、国民年金の加入手続を依頼したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、45 年 5 月頃に、当時、未加入者を対象に行われていた職権適用分の番号として払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人又はその夫が、申立人及びその夫の二人分の国民 年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳 記号番号が払い出された昭和 45 年 5 月頃の時点では、申立期間の保険料は、 遡って納付することとなるが、申立人及びその夫は、保険料を遡って納付し たことは無いと述べていることから、申立期間の保険料が納付されていたと は考えにくい。 さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 6 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月から60年3月まで

私は、昭和54年6月に会社を退職した後に、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、納付書により区役所の窓口又は区役所内の金融機関で納付していたはずである。

私が現在所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が昭和60年4月19日から54年6月1日に訂正されているので、何らかのミスにより申立期間の国民年金保険料の納付記録が消えてしまったのではないか。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する年金手帳に記載されている初めて被保険者となった日が訂正されていることから、申立期間の国民年金保険料の納付記録が消えてしまったのではないかと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者取得日から昭和 60 年4月と推認でき、申立期間は強制加入期間であることから、被保険者資格を遡って取得すべき期間であり、年金手帳に記載されている初めて被保険者となった日が 54 年6月1日に訂正されたことに不自然さはうかがえない。

また、上記のとおり、申立人は昭和60年4月に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したことは無いと述べている上、申立期間から国民年金の加入手続時期を通じて同一区内に居住していた申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 41 年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年5月まで

国民年金制度が発足した昭和36年頃、私の母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。41年に私が結婚するまでの間の国民年金保険料は、私の母親が集金人に1か月100円を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年頃、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとするその母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、昭和 47年2月と推認できることから、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、また 42年9月に、職権により申立人に別の手帳記号番号が払い出されているが、その後、その手帳記号番号は取り消されており、保険料を納付した形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、源泉徴収票等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

とはできない。

神奈川厚生年金 事案 4731

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂 正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から6年12月31日まで 社会保険事務所(当時)の職員から、私の標準報酬月額が、平成5年 1月1日から6年12月31日までの期間について、遡って引き下げられ ていると聞いたが、私は、そのような手続をした覚えは無い。

平成6年頃、社会保険料の滞納があり、差押えを受けたことはあるが、 私財を処分して、滞納分を一括で支払ったはずである。

したがって、私の標準報酬月額を引き下げる理由は無く、このような 処理を、誰が、何のために行ったのか分からない。

申立期間の標準報酬月額を、訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成5年1月から同年6月までは53万円、同年7月から6年11月までは50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成6年12月31日)より後の7年1月20日付けで、5年1月から6年10月までは8万円に、同年11月は9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、当時の複数の従業員は、「当時、会社の経営状況は極めて悪く、 平成5年頃には、事務担当者が辞めてしまった。その後、誰が担当してい たのかは分からない。」、「社会保険事務所の職員から保険料の督促の電 話が来ていた。」などと証言しているところ、申立人は「社会保険料の滞 納があり、差押えを受けていたが、私財を処分し、滞納分を一括で支払っ た。」と供述していることから、申立人は、代表取締役として、標準報酬 月額の減額訂正についても関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する 責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正 処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報 酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。 神奈川厚生年金 事案 4732 (事案 643 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月1日から40年6月22日まで

② 昭和53年10月1日から54年12月1日まで

申立期間①については、前回の申立てにより、A社における昭和 40年6月22日から42年3月21日までの期間は厚生年金保険被保険者であったと認められたが、39年10月1日から40年6月22日までの期間は認められなかった。

また、申立期間②については、B社に勤務していた期間であるが、厚生年金保険被保険者であったとは認められなかった。

今回、新たに申立期間①及び②における同僚の名前を思い出したので、調査の上、これら申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について具体的な証言を得ることはできず、そのほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月9日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな情報として、当時の複数の同僚の名前を挙げているが、 当該同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態及び保険 料控除について確認できる具体的な証言を得ることはできなかった。

したがって、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは 認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当 たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係 る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②に係る申立てについては、雇用保険の記録から、申立人が当該期間にB社に勤務していたことは確認できるものの、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無く、そのほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 9 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな情報として、当時の複数の同僚の名前を挙げているが、 いずれも特定できず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除に ついて証言等を得ることはできなかった。

したがって、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 4733

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月4日から8年7月1日まで

私は、平成5年6月にA社に入社し、8年8月21日に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B健康保険組合から提出された被保険者台帳から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、事業主は、「事業所は、当初、平成8年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となり6名の被保険者資格の取得を届け出た。その後、社会保険事務所(当時)の指導により、9年4月22日付けで、遡って新規適用日を8年1月1日と訂正処理したほか、当該訂正届け出時に在籍していた5名についても同資格の取得日を同年1月1日に訂正処理したが、既に退職していた申立人については、資格取得日の訂正をしておらず遡っての保険料控除もしていない。」と証言している。

また、申立人の同僚は、「厚生年金保険への加入については、A社から話があったと思う。私は、厚生年金保険に加入するまでは国民年金に加入していた。」と証言しており、オンライン記録により当該同僚は、申立期間の国民年金保険料は納付済みと記録されていたところ、同社に係る資格取得日が訂正され厚生年金保険の被保険者となった期間の国民年金保険料は還付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

神奈川厚生年金 事案 4734 (事案 2064 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月29日から52年1月1日まで

前回の第三者委員会の審議結果によると、私がA社の被保険者だった 当時の健康保険被保険者証は、私の同社に係る被保険者資格の喪失日 (昭和51年7月29日)の翌月である昭和51年8月において社会保険 事務所(当時)に返戻されているとしているが、私には、申立期間当時 にB病院及びC医院に通院していた子供がおり、健康保険被保険者証を 使用した記憶がある。

今回、新たな資料として提出する母子健康手帳により、私の子供が申立期間に予防接種を受けた記載があるので、この手帳により、私が厚生年金保険に加入していたことが分かると思うので、再度調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る申立てについては、申立人の雇用保険の離職日は昭和51年7月28日、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年7月29日となっており、両者の喪失記録は一致している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の健康保険被保険者証が同年8月に返戻された記録が確認できるほか、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、いずれも死亡又は所在不明で申立人の申立期間における同社での勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年2月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として、申立人の子供の母子健康手帳の写しを提出し、当該手帳に自身の子供が昭和51年12月にツベルクリン接種をD市E保健所で受けた記載があることから、厚生年金保険の被保険者期間であったはずであると主張している。これについて、D市は、「現在も申立期間当時も、母子健康手帳の交付に際して健康保険被保険者証の提示は必要が無く、住民登録があり、医師から妊娠と認められれば、母子健康手帳を交付している。申立人の子供に係る母子健康手帳にE保健所でのツベルクリン接種の記載があるということは、同保健所での集団予防接種を受けたと判断できる。集団予防接種には、健康保険被保険者証の提示は必要が無い。母子健康手帳では申立人が加入していた健康保険の種別は分からない。」と回答している。

また、申立人の子供が申立期間に通院していたとするB病院(平成 18年に閉鎖)を継承しているF病院は、「申立人の子供のカルテ及びデータの記録は見当たらない。」と回答しているほか、同期間に子供が通院していたとするD市G区のC医院についても申立人の子供のカルテ等を保管していないことから、申立人が加入していた健康保険の種別を確認ができなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる新たな資料の提出は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月21日から10年2月1日まで 私は、平成3年10月1日から10年1月末日まで、A社で正社員としてB業務をしていた。

しかし、年金事務所の記録では、平成8年4月21日に資格喪失となっており、それ以降の記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本において、申立人が平成8年5月10日に取締役に就任した旨の記載が確認できることから、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成8年4月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、9年8月1日に再度、適用事業所になっているものの、被保険者は事業主一人だけであることが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年4月21日に資格を喪失している者は、申立人と事業主を含め3名しかおらず、当該事業主及び同僚1名に照会したものの回答を得ることができないことから、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月12日から51年5月31日まで 私は、昭和49年4月23日から51年5月30日までA社B支社に勤務 し、C業務をしていたが、厚生年金保険の記録では、入社した際の1か 月間の被保険者記録しか無く、申立期間の被保険者記録が欠落している ので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における勤務についての記憶から、期間は特定できないが、 申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚4名のうち2名は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が無い上、当該被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の被保険者となっている同僚6名について、記憶している勤務期間と厚生年金保険の加入期間を比較したところ、2名は、合致しているとしているが、4名は、勤務期間に比し、厚生年金保険の加入期間が短いと述べており、同社では厚生年金保険の加入手続において個人ごとに取扱いが異なっていた状況がみられる。

また、前記の同僚6名のうち、A社の役員となった同僚1名は、「経理担当者から厚生年金保険は入社と同時に加入手続を取っておらず、昭和49年末からは保険料の控除をしていないことを聞き、会社の経営の悪化を感じた。」と述べており、この同僚は、49年12月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた残りの2名の同僚は、死亡又は所在が不明であり、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社は、昭和50年4月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の代表取締役であった3名のうち1名の事業主は、申立人を知らないと述べており、経理を担当していた者を含む2名は、いずれも連絡先が不明であるため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年1月4日から14年1月1日までの期間、15年9月1日から16年3月1日までの期間、18年9月1日から同年11月1日までの期間及び同年11月1日までの期間とび同年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成 14 年1月頃から同年2月4日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年1月4日から14年1月1日まで

- ② 平成14年1月頃から同年2月4日まで
- ③ 平成15年9月1日から16年3月1日まで
- ④ 平成18年9月1日から同年11月1日まで
- ⑤ 平成 18 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

それぞれの会社で勤務していた期間の標準報酬月額がねんきん定期便に記録されている標準報酬月額と、私が所持している給与明細書の支給総額と違っている期間のあることが分かった。申立期間①及び申立期間③から⑤までについて、調査し、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。また、申立期間②については、平成 14 年1月頃からB社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び③から⑤までに係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の

範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認 定することとなる。

申立期間①について、申立人が所持しているA社の平成 13 年 1 月から同年 12 月までの期間の給料明細書から、申立人の主張どおり、50 万円の標準報酬月額に見合う報酬が支払われていたことが確認できる。

しかしながら、これら給料明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は 41 万円であり、当該額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

申立期間③について、事業主が保管している平成 15 年 10 月度から 16 年 3 月度までの期間の賃金台帳から、申立人の主張どおり、26 万円の標準報酬月額に見合う報酬が支払われていたことが確認できる。

しかしながら、賃金台帳に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は 22 万円であり、当該額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、事業主は、「申立人は、平成 15 年 3 月及び同年 4 月に欠勤による賃金の減額があったことにより、同年 9 月の定時決定において、標準報酬月額を 26 万円から 22 万円に引き下げた。」と回答している。

申立期間④について、申立人が所持しているC社の平成18年10月及び同年11月の給料明細書及び事業主が保管している同年10月及び同年11月の給与台帳から、44万円の標準報酬月額に見合う報酬が支払われていたことが確認できる。

しかしながら、これら給料明細書及び給与台帳に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は 28 万円であり、当該額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人は、定時決定における標準報酬月額には通勤手当を含むはずと主張しているところ、事業主からは、「申立期間当時、全ての社員について通勤手当は無かった。平成 22 年の5月から通勤手当を支払うようになった。」との回答があった。

申立期間⑤について、申立人が所持しているC社の平成18年12月の給料明細書及び事業主が保管している同年12月の給与台帳から、44万円の標準報酬月額に見合う報酬が支払われていたことが確認できる。

しかしながら、これら給料明細書及び給与台帳に記載されている保険料 控除額に見合う標準報酬月額は 28 万円であり、当該額はオンライン記録 の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①及び③から⑤までについて申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、平成 14 年1月頃からB社に勤務して

いたと申し立てているが、B社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び被保険者資格喪失確認通知書によると、資格取得日は同年2月4日、資格喪失日は同年6月7日となっており、オンライン記録における取得日及び喪失日と一致していることが確認できる。

また、事業主が保管している人事記録によると、申立人は平成 14 年 2 月 4 日付けで入社と記載されている上、申立人が所持している同年 2 月 の 給与明細書及び事業主が保管している同年 2 月 の 賃金台帳には、当該期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について申立人が厚生年金保 険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から45年4月1日まで 私は、昭和39年4月1日から45年3月31日までB県C市にあった A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険被保険者 期間となっていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社の事業主及び同僚の姓名並びに仕事の内容を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、A社は、厚生年金保険の適用事業所 とはなっていないことが確認できる上、事業主も既に死亡しているため、 申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が姓名を記憶していた複数の同僚のうち1名は、オンライン記録において昭和44年3月21日から46年12月20日までの期間、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月1日から同年10月1日まで

② 平成3年8月16日から同年12月1日まで

③ 平成15年11月1日から16年9月1日まで

昭和 56 年1月に、A社B工場に転勤となった際の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額が、それ以前に比べて低くなっている。 しかし、通貨支給額は転勤前後でほとんど変わりが無く現物支給額も増加しているので、標準報酬月額が下がることは考え難い。

また、平成3年8月16日のA社C工場での厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は41万円となっているが、同年4月の辞令では基準内給与だけで41万円を超えており、これに基準外給与の諸手当や社宅による現物支給額が加算されるので、標準報酬月額41万円は低すぎると考える。

さらに、平成 15 年 11 月 1 日に随時改定により標準報酬月額が 56 万円から 50 万円に下げられたが、通貨支給額だけしか反映されておらず、現物支給額が反映されていれば 2 等級以上の差は生じなかった。

上記の3つの期間を確認の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「異動により標準報酬月額が下がる事情は無かった。」として、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかし、申立人は、当該期間における給与明細書等を所持していないため、厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は見られず、 社会保険事務所(当時)において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「基準内給与だけで 41 万円を超えており、これに基準外給与の諸手当や現物支給額が加算されるので、標準報酬月額 41 万円は低すぎる。」として、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかし、申立人は、当該期間における給与明細書等を所持していないため、厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、オンライン記録には、標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は見られず、社会保険事務所において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は「通貨支給額だけしか反映されておらず、 現物支給額が反映されていれば2等級以上の差は生じなかった。」として 当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかし、申立人が所持している給与明細書及び事業所が保管している賃金台帳から、オンライン記録の標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書には、オンライン記録どおりの標準報酬月額の改定が記載されている。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までについて、 その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与か ら控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月6日から43年2月1日まで

私は、昭和41年5月26日からA社が廃業するまでC職として継続して勤務していたが、同社における厚生年金保険の被保険者記録では、同年11月6日に被保険者資格を喪失している。申立期間の勤務場所は、A社の取引先だったB社であり、A社の倒産に伴い、B社から誘われて43年2月に転職しているので、厚生年金保険の被保険者期間に欠落期間が生じるとは考え難く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと述べている。

しかし、A社の元事業主は、申立人の在籍期間について資料が無く、不明であると回答しているほか、複数の同僚に聴取したが、申立人の申立期間における勤務を確認できる具体的な証言は得られなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、 倒産により、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日と同日の昭 和41年11月6日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確 認できる上、同日に資格を喪失している複数の同僚は、同年11月頃に同 社が倒産した旨の証言をしている。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は厚生年金保険料の控除に係る資料を保管しておらず、申立人も給与明細書等の資料を所持していないことから、申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえ

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から34年1月31日まで 申立期間は、A社に正社員として勤務していたにもかかわらず、厚生 年金保険の被保険者記録が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険 の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間後に勤務したB社が提出した「労働者名簿」及び複数の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に勤務していた複数の同僚は、同社に入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入したと証言している上、申立人は、自身が入社した昭和 32 年4月1日の半年か1年ぐらい前に、自身の父親が同社に入社したと述べているところ、当該父親の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、33 年 11 月1日であることから、同社では、従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者 名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から6年11月1日まで

私は、平成5年2月から6年10月までの期間、月額50万円以上の報酬を得ており、社会保険事務所(当時)に対しそれに見合った報酬月額で届け出て厚生年金保険料を納付していた。申立期間当時、直接社会保険事務所へ出向き滞納していた社会保険料のことで話合いをしたことは認めるが、一連の処理は社会保険事務所の職員による提案に基づくものであり、自身の標準報酬月額が下がることまでは承知していない。下がった標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成7年2月24日)と同日付けで、平成5年2月から6年9月までは8万円に、同年10月は9万2,000円に減額されていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できる上、申立人の妻は、「申立人はA社の実質的な経営者であった。」旨を述べている。

また、申立人は、「私が、社会保険関係事務を担当していた。」と述べている上、「平成6年頃から経営が厳しくなり、厚生年金保険料を支払えなくなった。7年1月頃、社会保険事務所に相談に行ったところ、担当者から、私を含む取締役3人の給料を遡って減額訂正処理する旨の提案を受けた。」と証言していることから、申立人はA社の社会保険事務担当を兼務していた取締役として、標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなか

ったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月頃から同年11月頃まで 私は、昭和29年5月頃から同年11月頃までA社に勤務していたが、 厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることから、記録を訂正して ほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している在職者一覧表により、申立人は、申立期間に同社に 勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に照会したところ、申立期間とほぼ同じ時期に、申立人の 業務内容や勤務形態とほぼ同様であった3名の氏名が判明したが、当該3 名は同社において厚生年金保険被保険者の記録が無い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前のある同僚 12 名に照会し、10 名から回答があったが、その記憶する入社日と厚生年 金保険加入日との間に1か月から9か月の相違がみられ、同社では入社と 同時に厚生年金保険に加入させていない状況がうかがわれる。

さらに、上記の 10 名のうち3名は、A社には試用期間があり、試用期間においては厚生年金保険の被保険者とはならない旨を述べている。

加えて、当該被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

神奈川厚生年金 事案 4744 (事案 3051 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年10月1日から19年6月1日まで 前回の申立てでは、私が労働者年金保険法(昭和16年法律第60号) の適用労働者(筋肉労働者の男子工員)ではなかったこと、及び給与から労働者年金保険料の控除がされていた事実を確認できないことから、 記録の訂正が認められなかったが、昭和19年6月1日に被保険者資格 を取得した記録があることから、申立期間は現業労働者であったものと 考えられるので、再度、調査し、申立期間が労働者年金保険の被保険者 期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社発行の辞令により、昭和 18 年 10 月1日に同社の職員として採用されたことが確認できるが、申立人は同社では勤務したことは無く、同日付けでB軍C隊へ入隊し、整備員の仕事をしていたと述べていることから、同社での勤務実態が無く、労働者年金保険の適用労働者でないこと、及び申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間に係る保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 25 日付けの総務大臣の年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人から労働者年金保険料控除を示す新たな資料の提出は無く、申立人は、「昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録があることから、申立期間は現業労働者であった。」と述べているが、厚生労働省社会援護局からの回答により、申立人は 18 年 10 月 1 日に

B軍C隊へ入隊していることが確認できる上、申立人は、「A社で仕事を したことが無い。」と述べていることから、申立人がA社で現業労働者と して勤務していたとは考え難い。

また、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月頃から46年12月頃まで

私は、昭和 45 年 7 月頃から 46 年 12 月頃までA社に勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。給与明細書等は残っていないが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、上記の同僚は、申立人の勤務期間を明確に記憶していないとしている上、A社は既に解散しており、元事業主からも供述が得られないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元社員は同社に係る雇用保険被保険者記録が確認できるが、申立人の同社に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持して いない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認 できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月1日から38年10月1日まで

② 昭和38年10月1日から39年10月5日まで

厚生年金保険の被保険者記録を調べたら、B社の記録が欠落していたので年金事務所に調査を依頼したところ、欠落している同社及び年金額に反映されているC社の被保険者期間が、脱退手当金を支給済みとなっていた。A社の被保険者期間については脱退手当金を受給した記憶があるが、B社及びC社については、受給手続をしていないし受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間より前に勤務したA社については、脱退手当金を同社退職直後、B社在職中に受給したと主張しているが、A社退職後に脱退手当金の支給記録は無い。

また、申立人のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)に、「回答済 40.10.26」の押印が確認できることから、厚生省(当時)から裁定庁に回答していることがうかがわれる上、A社、B社及びC社は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることを踏まえると、A社のみではなく、B社及びC社についても併せて受給したと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年9月1日から35年3月1日まで

② 昭和38年5月31日から同年11月1日まで

私は、昭和30年7月1日から39年2月14日までの期間、A社、B 社及びC社(それぞれの事業主及び事業内容は同じ。)に継続して勤務 していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、 被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している3名の同僚が、申立人が申立期間①及び②にA社及びB社に継続して勤務していたと証言していることから、申立人は、A社及びB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と業務内容及び勤務形態が同じでA社及びB社に一緒に勤務していたとする上記同僚3名も、申立期間①及び②においてA社及びB社における厚生年金保険被保険者の記録が無い。

また、上記同僚3名は、「A社及びB社の厚生年金保険の加入記録に空白期間がある経緯については分からない。」、「給与は、袋に現金だけ入れて渡されており、給与明細書はもらっていなかったので、厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と供述している。

さらに、A社及びB社の事業主は、申立期間①及び②において、厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、A社は昭和 38 年 8 月 1 日に、B社は 40 年 12 月 1 日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、A社及びB社において事業主であった者は既に死亡しており、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について聴取することができない。

また、申立人は、申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除を うかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月1日から54年6月22日まで 厚生年金保険の記録によると、申立期間において厚生年金保険に加入 していた事実の確認ができなかった。私は、申立期間はA社に勤務し、 B業務をしていたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間 として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に 勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社の事業主は、「当時の事業主及び関係者は既に死亡しており、資料等も無いため、申立人の勤務実態並びに厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明である。正社員であれば、厚生年金保険には全員加入させていたが、人手不足の時期には、短期雇用の社員もおり、厚生年金保険加入の取扱いは正社員とは異なっていたようだ。」と回答している。

また、複数の者が、「当時のA社は、従業員が 20 名ほどいた。」と述べているが、オンライン記録において、申立期間に厚生年金保険被保険者となっている者は、12 名であることが確認できる。

さらに、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者となっている者は、雇用保険及び厚生年金基金に加入しているが、申立人は、同社において雇用保険及び厚生年金基金に加入していない。

加えて、複数の同僚に照会を行ったが、申立人が申立期間において厚生 年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言を得ることができな い。 また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月1日から同年11月1日まで

私は、A社に昭和 38 年4月から新卒採用として勤務していた。B社から 39 年4月からの採用内定通知を 38 年 10 月中旬に受け、慰留されたが、A社を同年 10 月の末日に退社した。

しかし、ねんきん定期便の記録によると、昭和 38 年 6 月から同年 10 月までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても継続してA社に勤務していたと述べている。

しかしながら、A社は昭和 48 年7月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業を継承したC社は、「当時の資料が無いため不明。」と回答しているため、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

また、申立人が当時の同僚と一緒に旅行した際に撮影されたと記憶する 写真について、同僚に照会したが、当該写真が撮影された時期は判明せず、 申立期間にA社の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、 申立人のことを記憶していない。

さらに、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年10月1日から40年1月7日まで

② 昭和40年5月15日から41年9月8日まで

③ 昭和41年9月20日から42年12月21日まで

私は、A社で昭和 43 年1月中旬まで経理の仕事をして出産退職したが、会社から脱退手当金の説明を受けたことは無く、自分で請求した覚えもない。脱退手当金を受給したとする時期は子育てに忙しく、社会保険事務所(当時)の所在地も分からないのに受給したというのはおかしい。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和43年6月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月20日から40年10月1日まで 私は、昭和39年2月20日から40年9月末頃まで、A氏が代表を務めるB社又はC事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB社又はC事業所の代表として名前を記憶しているA氏の義理の娘から得られた供述内容と、申立人のC事業所及びその取引先に係る記憶には一致する点が見られることから、期間の特定はできないものの、申立人がC事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、C事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、商業登記の記録も無い。

また、申立人が氏名を記憶している同僚は、「私はC事業所では勤務していない。A氏が代表であったD事業所で申立人と共に勤務したが、個人経営の事業所であり、社会保険には加入していなかった。」と証言しており、オンライン記録によると、D事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、C事業所代表のA氏の義理の娘は、「B社については聞いたことが無い。また、C事業所及びD事業所に関しては資料がほとんど無い上、義父は、申立人のことや社会保険の取扱い等について覚えていないと述べている。」と証言している。

加えて、C事業所の代表であったA氏は、申立人の申立期間において、 E事業所及びF社において被保険者記録が確認できる。なお、E事業所及 びF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記

載は無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年7月頃から30年1月頃まで

② 昭和30年4月1日から31年7月1日まで

夫は、申立期間①については、A社に働いていたことが、次に勤めた会社の「現業員名簿」に記載されているのに、厚生年金保険の被保険者となっていない。また、申立期間②については、昭和 30 年4月1日にB社に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録は 31 年7月1日からとなっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提出された申立人に係る「現業員名簿」の前職歴欄に、昭和28年7月から30年1月までA社に在籍した旨記載されていることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和 30 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、事業主は、「当該期間は個人事業所であり、厚生年金保険への加入手続を行っておらず、厚生年金保険料の控除は行っていない。」と回答しているところ、事業主及び同僚も、当該期間におけるA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は無く、事業主及び上記同僚は、同社が適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「昭和 30 年4月以前は厚生年金保険に加入していなかったことを承知している。」と述べている。

加えて、申立人は、給与明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる 資料を所持しておらず、また、A社は当時の資料が無く不明としており、 厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、上記「現業員名簿」の記載から、申立人が当該期間にB社に勤務していたことは確認できる。

しかし、上記「現業員名簿」には、「昭和30年4月1日試用に採用する」との記載がある上、申立人と同一の事業所に勤務していた複数の同僚は、「当時、B社には試用期間があり、中途採用者は厚生年金保険にすぐには加入させてもらえなかった。」と述べているところ、その同僚も記憶する入社日と厚生年金保険の被保険者の資格取得日に相違があることが確認できることから、当時、同社においては、入社日から一定期間をおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと推測され、申立人も同様の扱いをされていたものと考えられる。

また、B社及び同社C支店の人事担当者は、「当時は試用期間については、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と述べている。

さらに、B社C支店が保管している「メモ」によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和31年7月1日となっており、これは、同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の取得年月日と合致していることが確認できる。

加えて、申立人は、給与明細書等の厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる資料を所持しておらず、また、B社及び同社C支店は当時の資料が無く不明としており、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 4753 (事案 3544 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月22日から同年8月1日まで

前回の申立てでは、会社が平成8年7月5日から同年7月19日までの期間の在職を認めているにもかかわらず、給与から厚生年金保険料が控除されていたと認めることができないという結果だったが、再度、調査し、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社(現在は、B社)は、申立人の在職期間は平成8年7月5日から同年7月19日までの期間であると回答しているものの申立人の申立期間に係る社会保険手続は行っていないとしていること、同社の申立期間当時の総務担当者も、「新入社員については入社して2週間程度経過した後に資格取得の手続を行っていた。申立人は入社して1週間程度で出社しなくなり、その後退職する旨の連絡を受けた。結果的に、勤務期間が短くなったため、資格取得の手続はしておらず、厚生年金保険料は控除していない。」と証言していること、及び申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間に係る保険料の控除について確認できる関連資料は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく22年7月16日付けの総務大臣の年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人から厚生年金保険料控除を示す新たな資料の提出は無く、 申立人は、「会社が平成8年7月5日から同年7月19日までの期間の在 職を認めており、給与が支払われていたのだから、給与から厚生年金保険 料は控除されていた。」と述べているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月頃から同年6月頃まで

② 昭和30年9月頃から31年6月頃まで

③ 昭和32年頃から33年頃まで

私は、昭和 30 年4月にA社B支店に入社し、数箇月後に退職した後、同年9月頃から 31 年6月頃までC社が経営する店舗及び工場に勤務していた。また、32 年頃から 33 年頃までD社に勤務していたが、いずれの期間も厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社B支店の業務内容など具体的に述べていることから、同社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B支店は、昭和31年1月26日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、A社B支店に勤務していた期間について短期間だったことは記憶しているが、勤務期間についての記憶は曖昧であり、同社B支店の同僚を記憶していないことから、同僚調査が行えず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、事業主は当時の資料が無く不明としており、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、C社が経営する店舗の業務内容など具体的に述べていることから、同社が経営する店舗に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が自身の後任者とする同郷の友人も、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前は無い。

また、申立人は、C社が経営する店舗に勤務していた期間についての記憶は曖昧であり、申立人は同郷の友人のほかに同僚を記憶していないことから、同社において申立人が勤務していたとする期間に厚生年金保険の被保険者となっている同僚に照会したが、申立人の厚生年金保険料の控除についての証言は得られなかった。

さらに、C社は、昭和 56 年 10 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の事業主は既に死亡しており、当時の状況は確認できない。

申立期間③について、複数の同僚の証言並びに申立人が記憶する上司及び同僚が、D社に係る厚生年金保険の被保険者となっていることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の上司は、「自身は、入社と同時に厚生年金保険には加入しておらず、正社員になって厚生年金保険に加入した。」と述べている上、申立人と同じ職種だった同僚は、「厚生年金保険の資格取得日と入社日は同日ではなく、試用期間があった。」と述べている。

また、事業主は、当時の資料が無く不明としており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

神奈川厚生年金 事案 4755 (事案 1712 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月30日から53年6月1日まで

私は、昭和53年5月末までA社に勤務していたが、52年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したこととなっており、それ以降の被保険者記録が無い。

今回、再申立てをするに当たり、A社発行の昭和 53 年源泉徴収票を提出するので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間のうち昭和53年1月6日から同年5月8日まではA社に勤務していたことが認められる。しかしながら、同社は、52年6月30日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。また、当時の同社の代表取締役は、「社会保険を脱退した52年6月30日以後は、従業員の給与から保険料を控除することは絶対にしていない。」と供述していることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料等として、A社発行の昭和 53 年源泉徴収票の写しを提出しているが、当該源泉徴収票に記載がある社会保険料等の金額は、給与支払金額に当時の雇用保険料率を乗じた額に近い金額であることから、当該期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難く、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から19年1月16日まで 兄は、昭和18年4月1日からA社B製作所で勤務していたが、厚生

年金保険の資格取得日が19年1月16日になっている。9か月の期間について、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の弟が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が申立期間において、「青年学校令」(昭和10年4月公布)に基づき創立されたA社青年学校に勤労学生として在学していたことが推認できるものの、同令には、勤労学生に係る修学及び勤労について、特段の規定は無く、申立人の申立期間の同社における勤務実態を推認することができない。

また、申立人の弟が記憶している申立人の同僚は、「すぐには、正社員にはなれなかった。」としている上、A社B製作所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、当該同僚を始めとした同期生の資格取得日は、申立人と同日の昭和19年1月16日となっている。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月27日から34年1月1日まで 私は、昭和32年5月に職業安定所の紹介で、A社(現在は、B社) に採用され、C基地D工事でH業務に従事した。工事は33年6月に竣 工し、その後、E基地前にあった同社F営業所に異動し、やはり、基地 内でH業務に従事した後、35年10月に同社本社営業部に異動した。

昭和32年5月27日からA社に勤務していたにもかかわらず、34年1月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社G支店において申立期間に厚生年金保険の被保険者 資格を取得したことが確認できる複数の同僚から聴取したところ、同社で 勤務を開始すると同時に厚生年金保険被保険者資格を取得したとする者が いる一方で、勤務を開始してから、4か月後、中には3年後に厚生年金保 険被保険者資格を取得したとする者もおり、同社では、厚生年金保険の加 入手続について個人ごとに取扱いが異なっていた状況がうかがえる。

また、B社が保管する職員台帳には、申立人の入社日は昭和34年10月1日と記載されており、同日において準社員になったことが確認できるところ、同僚から聴取した結果、「正社員になると同時に厚生年金保険に加入した。」とする者がいる一方で、複数の者は、準社員又は補助員であった時点で厚生年金保険に加入した旨を供述しており、申立期間当時、A社G支店では様々な身分及び雇用形態の者が勤務しており、身分及び雇用形

態の変更時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期が一致しておらず、 個人ごとに取扱いが異なっていた状況がうかがえる。

さらに、「A社に採用された昭和 32 年には、基地で事務職として勤務していた。」と供述する1名の厚生年金保険被保険者の資格取得時期は、勤務を開始したとする日から約2年後であることから、申立人が厚生年金保険に加入するまでに要した期間が著しく長いとは言えない。

加えて、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、事業主も当時の厚生年金保険の得喪等の届出及び厚生年金保険料の控除に係る資料を保管していないと回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月頃から57年4月頃まで

私は、昭和 56 年 12 月頃から 57 年 4 月頃まで A 社の B 業務をしていたが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書もあり、勤務していたことは間違いないので、調査の上、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書により、申立人が申立期間においてA社に 勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は申立期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が提出した給与明細書において厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、事業主は、「当社は、社会保険の適用事業所ではないので、従 業員には国民年金に加入するよう勧めていた。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月12日から同年11月7日まで

年金事務所の記録によると、A社で勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。私は、申立期間において、同社で正社員として勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社に入社したとする同僚の証言から、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、上記同僚もA社での厚生年金保険の加入記録は無いと供述している上、申立人が同社で社会保険を担当していたとして名前を挙げた者は既に死亡しており、ほかに申立人が同僚として名前を挙げた2名は連絡先が不明であることから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社の商業登記簿謄本に、取締役として記載されている3名の うち2名は既に死亡しており、連絡先が確認できた1名の取締役は、「同 社は既に倒産しており、関係資料も無く、申立人が厚生年金保険に加入し ていたか否かは不明である。」と回答している。

加えて、申立人は、A社はB社の子会社であると述べていることから、 親会社であるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、 申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月頃から52年9月頃まで

私は、申立期間中、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者 記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間の一部である昭和 49 年4月1日から 51 年8月 31 日までの期間について、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、同僚は、「私は、経理を担当していた。会社は厚生年金保険に加入していなかったので、私は、厚生年金保険には加入していない。A社に勤務していた期間は、国民年金に加入して保険料を納付している。」と述べているところ、当該同僚は、国民年金に加入し、昭和49年11月から52年4月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、事業主は所在不明のため、申立人の厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

加えて、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の事業主による控 除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月1日から20年4月21日まで 私は、A社に平成19年10月1日に入社したが、入社当時は試用期間 ということで半年間は社会保険に加入させてもらえなかった。しかしな がら、正社員と同様の勤務時間で就労し、残業も正社員と同様にしてい た。社会保険の加入資格は有していたと思うので、申立期間を厚生年金 保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出のタイムカード及び申立人提出の給料支払明細書から判断する と、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、A社において、申立期間は試用期間であったと述べており、同社も、「申立人は、当社に入社後、7か月の試用期間があり、厚生年金保険と雇用保険は同時に加入した。」と回答しているところ、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日は平成20年4月21日となっており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

また、申立人提出の平成 19 年 10 月分から 20 年 5 月分までの給料支払明細書によると、厚生年金保険料等の社会保険料は控除されておらず、同年 5 月分の同明細書には、「20 年 6 月より差し引きます」と記載されていることが確認できる上、事業主は、「申立期間において、給与から厚生年金保険料は控除しておらず、納付もしていない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間において、国民年金に加入していることから、居住地であるB市に確認したところ、同市は、「申立人は、申立期間にはB市の国民健康保険に加入していた。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月1日から53年5月16日まで

② 昭和57年3月23日から58年2月6日まで

私が昭和47年4月1日から53年5月15日まで勤務したA社及び57年3月23日から58年2月5日まで勤務したB社に係る標準報酬月額が 実際の報酬に比べて低く届け出されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る事業所別被保険者名簿により、当時、 申立人と年齢が近い複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ 同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額が同僚と比較して低額 であるという事情は見当たらない。

また、同僚に照会しても、標準報酬月額が給与と差異があることを証言する同僚はいないほか、当該被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が訂正された形跡は認められない。

さらに、A社の元総務課長は、「その都度、社会保険事務所(当時)に 正しい届出を行っており、作為的に標準報酬月額を低く届け出たことは無 く、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に見合う保険料を控除してい た。」と述べている。

加えて、事業主に照会した結果、当時の資料が無いとしており、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人が所持する昭和57年4月分から58年1月 分までの給与支払明細表により、総支給額に見合う標準報酬月額が届け出 されていないことが確認できるものの、B社の事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出された標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

このほかに、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立期間①及び②について申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはで きない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月27日から同年7月5日まで

私は、昭和 37 年1月4日から同年7月4日までA社に勤務していたが、同年2月 27 日から同年7月5日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間も保険料を控除されていたと思うので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年1月4日から同年7月4日までA社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないと述べている。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚1名は、申立人を知らないと供述していることから、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者記録がある5名に申立人について照会したところ、5名のうち3名は申立人を記憶していないと供述しており、2名は、「申立人がA社に勤務していたことは記憶しているが、勤務期間までは分からない。」と供述している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から28年5月16日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間について、昭和29年7月22日に脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、脱退手当金についての知識も無く、受給したとの記憶も無いので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金の支給額は、昭和 29 年 5 月 1 日に厚生年金保険法が改正される前の計算方法により算定されているが、同法では、女性である厚生年金保険被保険者については、「婚姻、分娩」による被保険者資格の喪失が支給要件であったところ、申立人は、A社で厚生年金保険被保険者資格を喪失する直前の 28 年*月*日に出産していることを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されることに不自然さは見当たらない。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」表示が確認できるとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の給付欄には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退 手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月10日から44年12月1日まで

② 昭和 45年2月1日から55年11月21日まで

夫は、A社に昭和 42 年 10 月 10 日から 55 年 11 月 20 日まで勤務していたが、この期間のうち、42 年 10 月 10 日から 44 年 12 月 1 日までの期間と 45 年 2 月 1 日から 55 年 11 月 21 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人は昭和42年10月10日から55年11月20日までA社に 勤務していたと述べている。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和44年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間②にA社において厚生年金保険被保険者記録がある元社員4名に申立人について聴取したところ、回答のあった1名は、申立人を記憶していないと供述している上、同社は既に解散しており、事業主からも供述を得ることができないことから、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、オンライン記録から、申立人は、昭和42年10月10日から44年12月1日までの期間及び45年2月1日から55年11月21日までの期間において国民年金の被保険者であり、当該期間のうち44年4月から同年11月までの期間及び45年2月から49年3月までの期間については国民年金保険料を納

付していることが確認できる。

このほか、申立人は申立期間における厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月20日から34年3月1日まで

A社は、C事業を行っており、その事業に関する業務に携わっていた。昭和33年12月に社長の高齢化、病気等で後継問題があり、社長の甥が後継者となりB社となったが、この間も継続して仕事を行っていた。同年12月20日から34年3月1日までの厚生年金保険被保険者期間が3か月空白となっているが、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務に係る記憶及び事業主の供述から、申立人が申立期間にA 社の後継企業であるB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社は、昭和33年12月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B社は、34年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間当時、A社及びB社は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間当時、A社の従業員であり、その後B社の事業主となった者は、「昭和33年12月に事業を開始したが、社会保険の引継ぎ及び申請手続に手間取り、34年3月1日に厚生年金保険の適用事業所になった。私も3か月の空白がある。申立人を含む従業員は継続して仕事をしていたが、この間の保険料控除はしていなかった。」と供述している。

さらに、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、A社が適用事業所でなくなった昭和33年12月20日に資格を喪失した37名のうち27名は、B社が適用事業所となった34年3月1日に資格を取得しているが、全て申立期間の加入記録が無い。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、複数の従業員に照会したが、厚生年金保険料の控除に関わる証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から同年12月16日まで 私は、昭和33年から3年間、毎年4月から12月まで、A社において、 定期従業員としてB職に従事していたが、申立期間の厚生年金保険の被 保険者記録が無いので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から名前の挙がった同僚の証言から、申立期間において、申立人がA社に定期従業員として勤務していたことは推認できる。

しかし、前述の同僚についても、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録が無い上、当該期間の前後にA社に係る被保険者記録のある同僚は、厚生年金保険の加入については、定期従業員の中で加入を希望する者の割合により、全員が加入するか加入しないかを決定していた時期があり、自身にも昭和30年代に加入記録が無い時期がある旨を証言しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得している者は確認できない。

また、当時のA社の業務等を引き継ぐC社は、申立期間当時の厚生年金保険関係の資料は無く、申立人の当該期間の厚生年金保険料の控除について不明であると回答している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から38年12月25日まで 年金の記録を調べてもらったところ、昭和34年から38年12月頃までA社でB工場のC職として勤務していた期間が既に脱退手当金として 支給済みとなっていた。

しかし、当時の私は脱退手当金の制度も知らず、会社には特に退職の手続も取らずに退職したので退職金及び失業給付も受けていないので納得がいかない。調査をして申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、被保険者資格喪失日及び脱退手当金の支給決定日が申立人と同日となっている同僚が1名確認でき、この同僚は、「退職時に事業所から説明があり、事業所の代理請求により脱退手当金を受給した。」と述べていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立 人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給して いないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月28日から同年3月1日まで

私は、A社にB職として勤務していたが、同社は平成9年2月28日に倒産し、私は同日付けで解雇された。

しかし、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成9年2月28日になっている。同日まで勤務したことは確かなので、資格喪失日を翌日の3月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した解雇通知書から、申立人が、A社において、平成9年2月28日まで勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成9年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、当時の事業主は、「平成9年2月分及び同年3月分の給与は、会社から支払っていない。したがって、申立期間の厚生年金保険料については、給与から控除していない。」と回答している。

また、A社が厚生年金保険料の適用事業所ではなくなった平成9年2月28日に資格を喪失している複数の同僚のうち1名は、「A社の最後の給与は会社から支払われなかった。後日、労働基準監督署から連絡があり、未払賃金の立替払を請求した。」と供述しているところ、当該未払賃金の立替払事業を担当している独立行政法人労働者健康福祉機構は、「未払賃金の立替払を行う際に、厚生年金保険料の控除や同保険料の納付を事業主に代わって行うことはない。」と回答している。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月1日から40年3月1日まで

- ② 昭和40年10月1日から42年7月1日まで
- ③ 昭和42年10月1日から43年7月1日まで
- ④ 昭和46年10月1日から47年5月1日まで
- ⑤ 昭和49年10月1日から51年10月1日まで
- ⑥ 昭和52年10月1日から53年10月1日まで
- ⑦ 平成4年10月1日から8年10月1日まで
- ⑧ 平成9年10月1日から10年10月1日まで

私が、昭和35年4月1日から51年9月30日まで勤務したA社、52年6月1日から平成10年9月30日まで勤務したB社(現在は、C社)及びC社に係る標準報酬月額が実際の報酬額に比べて低く届け出されている。申立期間は前の期間の標準報酬月額と比べ低額となっているが、報酬額が下がったことは無く、A社に勤務していた当時は、高度成長時代でもあり、下がること自体が不自然である。

また、B社に入社する際には、社長面談で 16 万円の給与と言われており、入社後も給与が下がるような事情は無かった。

申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについて、申立人は、A社における当該期間の標準報酬月額が、その前の期間の標準報酬月額と比較して低下しているが、高度成長期においては不自然であり、当時の給与から判断して当該期間の標準報酬月額が低額になっていると述べている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、改定時に記載されている標準報酬月額が前の期間における標準報酬月額より低額となっている被保険者が申立人の記憶する同僚を含め複数存在する。

また、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立 人の当該期間における標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、 遡った訂正等の形跡は見られない。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑥から⑧までについて、申立人は「B社に入社する際には、社長面談で 16 万円の給与と言われており、入社後も給与が下がるような事情は無かった。」と供述しており、C社から提出のあった発令簿の写しに初任給が 15 万 800 円と記載され、オンライン記録にも昭和 52 年 6 月 1 日において厚生年金保険被保険者資格を取得した時の標準報酬月額が 16 万円と記録されている。

しかしながら、B社及びC社における標準報酬月額について複数の同僚が「私の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と社会保険事務所に届けられている標準報酬月額について相違はないと思う。」と回答している上、申立人は、厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書や源泉徴収票を所持していない。

また、申立期間⑦及び⑧については、申立人に係るD健康保険組合の適用台帳に記録されている標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

さらに、事業主に照会した結果、当時の資料が無いとしており、申立期間⑥から⑧までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、B社及びC社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、遡った訂正等の形跡は見られない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①から⑧までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から43年6月1日まで

私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた期間の標準報酬月額記録のうち、昭和 42 年 4 月から同年 9 月までは 3 万 3,000 円、同年 10 月から同年 11 月までは 3 万 6,000 円、同年 12 月から 43 年 2 月までは 4 万 2,000 円、同年 3 月から同年 5 月までは 5 万 2,000 円となっている。私は、当時の月給が 20 万円ぐらいだったので、実際に支払を受けた給与よりも著しく低額な標準報酬月額記録となっており、このようなことは絶対にあり得ない。調査をして当該期間の厚生年金保険被保険者標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に支給された給与は月額 20 万円程度であり、当該期間の標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額よりも高額になるはずであると述べていることから、B社に申立人の申立期間当時の給与支給額について照会したところ、同社は、「資料が無いので確認はできないが、申立期間当時の当社の給与水準は、月額 20 万円程度であった事実は無く、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録どおりで間違いない。」と回答している。

また、申立人の申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先の判明した 11 人に、申立期間当時の同社における従業員の給与水準について文書で照会したところ、9人から回答を得たが、いずれも同社の給与水準が申立人の述べているような月額 20 万円程度であった事実は無く、当該期間の給与水準は、おおむね4万円から5万円程度で

あったと回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間の標準報酬月額記録は、昭和 42 年4月から同年9月までは3万3,000円、同年10月から同年11月までは3万6,000円、同年12月から43年2月までは4万2,000円、同年3月から同年5月までは5万2,000円となっており、申立人と同じ職種であったと供述している複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月25日から10年4月1日まで

私は、平成9年11月25日から10年9月16日まで、A社に勤務していた。しかし、ねんきん特別便の厚生年金保険の記録では、9年11月25日から10年4月1日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、申立人の申立期間について、「時間給で契約していた。」と回答している。

また、A社の事業主から提出された申立人に係る平成 10 年の賃金台帳 (写し) から、同年1月から同年3月までは、雇用保険の保険料は控除されているが、厚生年金保険の保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月26日から同年8月1日まで

私は、昭和42年9月20日から44年7月31日まで、A社に勤務していた。B社社員採用試験に合格したので、同年8月1日の採用直前までA社で残務整理をしていた。同年5月26日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間にA社において残務整理をしていたと主張している。 しかし、申立人がA社の後に勤務したB社が保管する人事台帳の職歴欄 に、申立期間のほぼ全期間に当たる昭和 44 年 6 月及び同年 7 月が「無

職」と記録されていることが確認できる。

また、申立人が記憶しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者 名簿に記載のある同僚は、既に死亡又は所在が確認できず、申立人の当時 の勤務実態について証言を得ることはできない。

さらに、申立人は、給与明細書などの保険料控除を確認できる資料を所持していない上、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主から、申立期間の勤務実態及び保険料控除を確認できる資料等が無く、不明との回答を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年6月頃から同年12月1日まで

② 昭和30年11月頃から31年2月8日まで

私は、昭和24年6月にA社に入社し、同年6月から29年11月末まで継続して勤務していたにもかかわらず、入社から24年12月1日までの厚生年金保険被保険者記録が無い。また、B社に30年11月頃から31年3月末まで継続して勤務していたが、入社から同年2月8日までの期間の被保険者記録が無い。勤務していたことは間違いないので、当該期間について調査をして厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和 24 年 6 月頃、親族 3 名と一緒に A 社へ入社したと述べている。

しかし、A社は昭和 62 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の元代表社員は、申立期間当時の書類は無いと回答しているため当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、上記の親族3名のうち1名は既に死亡しており、2名は住所不明であることから、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格があり、連絡先が判明した5名に文書照会をしたところ、回答があった3名は、「申立人とは仕事場が違っており、申立人を知らない。」と供述している。さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が一緒に入社したとする親族3名のうち2名は、申立人が同社の厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和24年12月1日に、1名は25年3月

10日に同社の被保険者資格を取得していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は昭和30年11月頃からB社に勤務していたと述べている。

しかしながら、オンライン記録により、B社は昭和 31 年 2 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、当該期間において同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所になった日に被保険者資格を取得し、連絡先が判明した5名に文書照会をしたところ、回答があった2名のうちの1名は、「B社が昭和 31 年2月8日に法人になる前は、厚生年金保険には加入していなかった。」と回答している。

さらに、B社は既に解散している上、事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、昭和 31 年 2 月 8 日に申立人のB社に係る厚生年金保険手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年8月13日まで

私は、国民学校高等科を卒業した後、公共職業安定所の紹介で現在のA国にあったB社C工場に入社し、昭和 19 年4月1日から 20 年8月13 日まで正社員として勤務した。B社は一流企業で、私は当時大学卒の人よりも高い給料をもらっていたので、当然保険料も引かれていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社C工場への入社の経緯及び勤務状況等についての記憶は、 具体性があり、文献の内容とも一致していることから判断すると、申立人 は、申立期間において同社C工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、戦時の混乱の中で、給与明細書等の関連資料は一切残っていないと述べている。

また、申立人は、同僚の名字しか記憶していないことから、住所が不明で照会することができないため、申立期間の厚生年金保険料の控除についての証言が得られない。

さらに、申立期間当時の厚生年金保険法が適用される区域は、現在の日本国内とされていたため、現在の日本国外の現地法人で勤務した期間は厚生年金保険の被保険者となることができない期間であった。

加えて、B社の後継会社であるのD社に照会したところ、申立人の当該 事業所における在籍の有無については、当時の資料が無いため不明として いるものの、戦時中に現在の外国に当たる場所に存在していた事業所に勤 務していた者の厚生年金保険の取扱いについては、非加入としていたと回 答している。

このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月13日から49年1月7日まで 私は、A社に昭和45年1月5日に入社し、B業務を行い、50年1月 25日に退職するまで間を空けること無く勤務した。しかしながら、47年7月13日から49年1月7日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落 しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和45年1月5日に入社し、B業務を行い、50年1月25日に退職するまで間を空けること無く勤務したと主張している。

しかし、申立人のA社における雇用保険の記録は昭和 45 年1月5日に 資格を取得し、47 年7月 12 日に離職し、その後 49 年1月7日に再度資格を取得した記録となっており、オンライン記録と一致することが確認できる。

また、申立人はA社で一緒に勤務していた同僚の名前を覚えていない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において被保険者資格を有する複数の同僚に、申立人の勤務実態について確認したところ、「A社において、申立人と一部分同じ業務に就いていたが、申立人の在籍していた期間については全く分からない。ただ、自分の厚生年金保険に加入していた期間については、同社に勤務していた期間と同じである。」との意見を得たが、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除に係る供述までは得ることができなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の資格 喪失日は昭和47年7月13日と記載され、健康保険被保険者証の返納の記 載も確認でき、その後、申立人の資格再取得日が49年1月7日と記載さ れており、不自然な訂正記録等も確認できず、オンライン記録と一致する。加えて、A社は平成13年2月24日に、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、同社における申立人の申立期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。